

平成25年3月15日(金曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	下村勝幸	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
		11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	小永正裕
16番	山本久夫				

不応招議員

10番 明神照男

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	米津芳喜	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	松田二
まちづくり課長	武政登	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	大塚一福	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	森田貞男	会計管理者	濱田啓
教育長	坂本勝	教育次長	金子富太

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議 事 日 程 第 3 号

平成 25 年 3 月 15 日 13 時 30 分 開議

日程第 1 陳情第 21 号及び陳情第 22 号
(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第 2 陳情第 23 号
(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第 3 一般質問

議 事 の 経 過

平成 25 年 3 月 15 日
午後 1 時 30 分 開会

議長（山本久夫君）

それでは、皆さんご苦労さまです。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに、欠席者の報告を致します。

明神照男君から欠席の届け出が提出されましたので、報告致します。

次に、11 日の質疑で宮地議員から発言のありました携帯電話エリア整備事業の経費について、資料を議席にお配りしておりますのでご確認してください。お願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

教育次長から発言を求められておりますので、これを許します。

教育次長。

教育次長（金子富太君）

3 月 11 日の質疑の際に藤本議員から質問のありました Q-U 調査につきまして、3 年生以上につきまして平成 23 年度の 1 回目と 2 回目の調査結果の方を自席の方へ配布しておりますので、ご確認をお願い致します。

議長（山本久夫君）

これで教育次長の発言を終わります。

次に、海洋森林課長から発言を求められております。

これを許します。

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

質疑のときに小松議員から質問がありました、鈴の漁業集落排水事業の加入分担金のお金のことですが、金額ですが、1 戸当たり 10 万円です。

以上です。

議長（山本久夫君）

これで海洋森林課長の発言を終わります。

日程第 1、陳情第 21 号、違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書について、および陳情第 22 号、「オスプレイの配備見直しと低空飛行訓練の中止を求める意見書」決議についてを一括議題とします。

委員長報告を行います。

総務常任委員長、森治史君。

総務常任委員長（森 治史君）

お手元の方へレジュメが届いておりますが、総務委員会の方の請願書の審査結果報告をさせていただきます。

陳情第 21 号、違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書についてですが、これにつきましては、違法な臓器の移植については、禁じることについては、当然禁止すべき行為であるということですが。内容からしてこの陳情は国の方へ直接上げてもらう方が妥当ではないかという結論になりまして、それによりましてこれ

は不採択ということになりました。

続きまして、陳情第 22 号、「オスプレイの配備見直しと低空飛行訓練の中止を求める意見書」決議についてを報告致します。

これにつきましては、沖縄の方では普天間への配置とかで県民が総ぐるみになって反対しておる事項でありますし、また高知県におきましても、以前から米軍の嶺北地方に多く低空飛行の訓練が繰り返されています。そこで、1994 年には、10 月には早明浦ダムに米軍機が墜落という事故も起こっておりますし、また、11 年 10 月、嶺北でのヘリを伴う防災訓練中に米軍機が低空飛行で飛来し、ヘリとの衝突事故寸前の事態が発生したという報告もあります。こういうことから、中山間地域での緊急患者の命を守るための防災ヘリやドクターヘリには欠かせないものであります。それによりまして、米軍機の低空飛行の訓練中止。沖縄の方で、いわゆる配備等、計画中止ということにつきましての請願につきましては、これは採択するものと委員会方では決しましたので報告致します。

以上、報告を終わります。

議長（山本久夫君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、陳情第 21 号、違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、陳情第 21 号の質疑を終わり、次に、陳情第 22 号、「オスプレイの配備見直しと低空飛行訓練の中止を求める意見書」決議についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで陳情第 22 号の質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、陳情第 21 号、違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書についての討論を行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

よって、賛成討論から行います。

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、陳情第 21 号の討論を終わり、次に、陳情第 22 号、「オスプレイの配備見直しと低空飛行訓練の中止を求める意見書」決議についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで陳情第 22 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、陳情第 21 号、違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

しかし、この採決は、委員長の報告の不採択に賛成を求めるものではありません。

委員長報告が不採択の場合は、原案について賛否を問うことになっております。

従って、原案の陳情第 21 号、違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書について賛成の方の挙手を求めるものであります。

よろしいでしょうか。

(議場から「はい」の声あり)

それでは、原案に賛成の方は挙手願います。

挙手少数です。

従って、陳情第 21 号は採択しないことに決定しました。

次に、陳情第 22 号、「オスプレイの配備見直しと低空飛行訓練の中止を求める意見書」決議についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、陳情第 22 号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 2、陳情第 23 号、子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書提出を求める陳情についてを議題とします。

委員長報告を行います。

教育厚生常任委員長、宮地葉子さん。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

それでは、陳情 23 号について教育厚生常任委員会では採択したものを報告致します。

子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書提出を求める陳情についてですが、これは 2012 年の 8 月に国の制度で新しくこの制度が決められまして、2015 年の 4 月 1 日から実施が予定されておるものです。

今の保育制度は国と市町村の責任をもって、子どもたちが保育を受けるその権利を保障しております。この新制度になると、今は保育料は皆さんの保護者の保育料、収入によって違いますけども、保育料は違ったからといって、保育サービスそのものは違うわけではないです。保育料が高い子はいいおやつとかいいお昼を食べられるとか、そういうこともありませんし、みんな平等に保育を受けておりますが、この新制度になると保育時間が料金によってとか、保育時間も違って来る可能性もあるし、場合によってはそのおやつも内容も違って来るというのが以前のおきにありました。そういうふうにして、今までの保護者と、それから子どもたちと、そして公の機関と、そういううまい形でつながっていたものがですね、公の機関があまり責任がなくなってくると。そういうところでこの新制度なくなって今の制度が変えられますと、今まで子どもたちが等しく保育を受ける権利を持っていたのが後退すると。そういうところもあって、前回もこれにおんなじような陳情書を挙げ

た経過があります。

それで、子どもたちはやはり一定の安心できる面積を持って、それからそういうサービスを持って、それから保育士さんもその人数によって保障されて、そういうところに公が責任を持って行って、等しく保育を受ける権利を経済的な理由によって差別をするのではなくて、等しく保育を受ける権利を有するものではないかなということで、この今の新制度の見直しを求める意見書を採択致しました。

議長（山本久夫君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから教育厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、陳情第 23 号、子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書提出を求める陳情についての採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第 23 号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 3、一般質問を行います。

順次発言を許します。

矢野昭三君。

7 番（矢野昭三君）

ちょっと発言する前にですね、テレビが入っておりますので、質問に対する答弁は言語明瞭（めいりょう）、意味明瞭（めいりょう）ということでお願いします。

それではですね、質問を始めます。

まず、行政の在り方について、カッコ 1、強いまちづくりのため、拳ノ川付近へ自動車専用道への連絡道を設置するか姿勢を問います。

ご承知のようにですね、私が思っておる、ここへこれだけ言うとなかなか理解し難いんですが。この昔、波多之国（はたのくに）があつてですね、それから土佐之国（とさのくに）もあつて、それが大化の改新のときに波多之国は土佐之国へ併合、合併されたということのようですが、それは橋田さんという歴史家のお話、書

いたものの中に出てくるんですが。幡多の村おこし研究会という資料を見ましたら、これ平成2年か3年ごろの資料です。

その昔はですね、その大化の改新ごろまでは、大体この文化は関門海峡を通過して瀬戸内海通り、その都、あるいはこちらの宿毛辺りから入ってきて、高知県、ここを通過して東の方へ伝わっていったということのようですが。この橋田さんによるとですね、この土佐の文化は波多（幡多）よりというこのことでもですね、大化の改新によって波多之国は土佐之国になってしまったと。それ以後、波多（幡多）の凋落（ちょうらく）が始まったのであると、こういうふうに書かれております。

それから、大方町史を見てもですね、どうもこの波多（幡多）というのは、南予が含まれておったのではないかというか、その説を支持すると、こういうことのようにです。東の方へ向いて行きますと、久礼辺りまでがそうではないかと。で、窪川。ただ、高知県の歴史の地図を見てみますと、まあ窪川から梶原へかけてが波多（幡多）と土佐との境のようですが。その大化の改新というのが、この資料によると645年に始まったということらしいですわ。そして、646年です。波多之国を土佐之国に併合した、合併したと。そして、684年に白鳳の地震があつてですね、このとき大災害が起こつたと。724年に土佐を遠流の地と定めると、こういうことになってきまして、多分当時から雨は年間2,000ミリないし3,000ミリを降っておつたと思うんですね。堤防もないので、高知県、この辺含めてどこもここも荒れるに荒れまくって、その上に地震、津波でやられてと。だから、その大和朝廷もこの辺はまあ遠流の地やということになったがではないかなと、こう言われておりますわね。

それで、平成の合併でもですね、大正、十和が東の方へ付きました。これトンネルの1つもですね、四万十川からこちらへ向けて伸びておれば、また幡多へ残るかという気が、できたかも分かんないんですけど、何も無い状態ですので、結局、大正、十和は東の方へ付いてしまった。そして、このときに大正、十和で約6,500人、人口がいたんですが、幡多からその人口がすっぽりになくなった。面積もなくなった。で、このときに香川県より面積が狭くなった。この幡多は。

残った所の幡多もですね大変な人の減りようで、6,800ぐらいですか、これ平成17年から22年ぐらいの間の差し引きなんですけど、それでこの幡多としてはですね1万3,390、1万3,400ぐらい、この間に減ってしまった。大変、力がですね急激に弱っていきようわけです。それで経済がものすごく落ち込んでいるという中で、最近、自動車専用道路は隣町の平串まで来ました。私もそこを1回、2回利用したんですが、まあ須崎まで走っても、その私たちが住んでおるこのこの町の東からですね、須崎まで35分。ここへ私が来るにも35分なんですよ。町のつくり方いうものを、こういう長い歴史の中からですね考えるときに、この町をどうつくっていくのか。ただ単に、そこに道が来たらええねえだけでなく、例えば運転免許一つにとってもですね、私のところから隣の町の窪川へ行けば10分そこそこで行けますね。窪川でも免許の書き換えできるんですよ。中村へ来ると、小一時間かかる。それを2回繰り返すとね、どうなるか。そんな不経済なことはできないので、すぐこれ東の方へ向くことは分かっているんですね。高知へ行っても1時間。買い物をついでにするんですね。買い物がね、案外こういう高知なんかへ出ていった場合にかさばるんですよ、お金が、使う。それはしかも1回で済むと。人の流れが、経済の流れが、これ東向いてしもうております。現在。

そういうときに、私たちはこの道路がつくことは賛成でありますけど、人の流れ、金の流れをこれ考えないですね、この幡多という所はほんまになんちゃいなると。合併しても、昔の56号もそれは立派な道ではございますが、国家財政、地方財政を含めてですね大変厳しくなっておりますので、一般国道と自動車専用道路とのこの両方、2本管理するということはなかなか大変になってくるはずなんです。そうすると、いきおいその56号の方は通りにくい道になってしまう。そういうことを考えてですね、まずここへ、拳ノ川近辺です。近辺ど

こでもいいから、このこちらと黒潮町東部との連絡をもっとしやすようにしないと、この町そのものが、町い
うよりは幡多地域そのものもなくなってしまうと、そういう私は危機感を持っております。この道はですね、
それはいざというときには津波、地震対策にも大いに活用してもらいたい。そのときだけ開けるようなもので
はですね、なかなか地震、津波があるときに、誰が鍵を持っておるか分からんけれども、そのそのときだけ
開けるような道路構造では、私はほんまに機能するかどうか心配なわけですね。

この地域は県道秋丸佐賀線もう間もなく完成しますが、そこから先、大正を通過して梶原、松原へ向けてで
すね道を抜いていけば、津波の震源域からちょっとでも離れて松山方向へ連絡道路を確保しなければ、これは
東西だけの道路では私は不十分だと考えておりますので、それらを踏まえてですね質問をするわけでございま
す。

まあ、あんまり長々と言うてもいけませんので、ここらあたりで、この最初の通告に対するご答弁をいただ
きたいと思います。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、矢野議員の1番のカッコ1、拳ノ川付近に自動車専用道路への連絡道を設
置するかについてのご質問にお答え致します。

一般国道56号、窪川佐賀道路延長17.3キロメートルでございますが、この区間につきましては全区間が事
業化となりまして、本年度は設計に必要な地形の調査として、現地の詳しい測量や土地の利用状況の調査を行
っております。仮称、拳ノ川インターチェンジにつきましては、以前からハーフインターからフルインターへ
の変更につきまして黒潮町佐賀北部地域区長会からも強い要望がございますが、平成23年12月議会でもご答
弁をさせていただきましたとおり、インターチェンジの設置予定個所につきましては地形が急峻（きゅうしゅ
ん）なため、フルインターチェンジにすると大規模な地形の改変が生じることからハーフインターとなってお
ります。インターチェンジは本線を走行する運転者にとりましては、できるだけ遠方から視認でき、流入する
運転者にとりましては、安全かつ円滑に流入できる道路構造でなければならないとされております。

議員ご質問の拳ノ川付近への連絡道となりますと新たな場所へのインターチェンジが必要となり、重要構造
物でございますトンネルや橋梁（きょうりょう）工事が多く、多額の事業費が必要となります。窪川佐賀道路
にとりましては、B/C（ビーバイシー）、費用便益費でございますが、これも大変厳しくなり、今後の事業にも
影響が懸念されるところです。

しかし、議員ご質問のとおり、今後の震災対策や地域住民の利便性の向上等を考えますと、これから予定さ
れております道路の詳細設計の段階におきまして、拳ノ川インターチェンジ以外の場所で安全に佐賀方面への
乗り入れができないか十分検討していただきますよう、国土交通省中村河川国道事務所に要望をしてみたい
と存じます。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

まあ、今後引き続き要望していただけるということでございますので、まあ1問目はこういうことで置きた
いと思いますが、あくまでも拳ノ川地域だけやなしに、この黒潮町の経済、人の流れ。幡多地域の経済、人の
流れということですね念頭に置いていただいて、今後の活動に取り組んでいただくことをお願いしまして、

次の質問に移りたいと思います。

2 番目の、黒潮町政策・事務事業評価実施要綱、実施要領などを問いますということでございますが。

総合振興計画に基づいてやった事業を、その成績がどうであるか。この透明性を高める必要があるということで、この仕組みをつくったわけでございます。それはそれで大変結構なことやと思うんですが、それをずっとこうずっと見てみましてもなかなか分かりにくいところがございまして、この前に頂いた資料ですね見ましたら、丸が付いておる所はまあ良かったということになるわけです。評価委員会の評価は。ただ、バツがある。バツは、これはなかなかどういうことですかね。これは成果が見られない。で、横の線ですか。これは評価し難いものと。

例えば、これでしたら 22 年度、バツの所がある。次の年に全然その評価委員会に提案されてない、そういう事業がございます。これ、バツがあったら次の年はどうしたのか。予算をもう組まなかったのか、はなからこれは出すと困るから出さないのか、そういったことが分からないわけでございますね。それから、同じ事業がずうっと続いておると。そうか思えば全然挙がってないがもああると思うんですよ。

で、それから、評価し難いというのはですね、これはまたなかなか、どういうか。予算を積み上げていって、予算の査定をして、それで財源のめどが立ったものについて議会へ出てくるわけですね。議会はですね、それは必要なものであると認めたので、それを執行したと。執行したものが今度ですね、この委員会へ諮ったら、委員会は評価し難いかということになってきますと、これは何のために予算執行したのかということに、率直なところそういうふうな思いをするわけです。ここらあたりはですね、もっとお金はね、町民のお金なんですよ、これ。たまたま執行機関によね予算執行を任しちゅうだけのことで、使ったお金の成果がどうであるか。これがね、町民に対するきちっとした報告ができないと、この、やるいう意味が分からんですね。そういうことになってきます。ほんで丸があるやつはずうっと長いこと続いたやつもあるんですよ。で、そういうところのやり方がですね、これ分からない。

最初のところの、だから調査かこれ予算のときにどれだけ調査ができておるのか。それから、評価委員さんに対してどういう形の説明をしておるのか。甚だこう私と致しましては疑問でございますので、そういったこと踏まえてですね、ご答弁をいただきたい。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、矢野議員の行政の在り方についての、町の政策であります事務事業評価のご質問にお答えしたいと思います。まずはですね、通告書に基づきましての答弁をさせていただきたいというふうに思います。

平成 20 年 6 月、第 1 次黒潮町総合振興計画を住民の皆さんとともに職員自らの手で策定を致しました。この計画はですね、黒潮町政策の推進の最上位計画であるということは、今更言うまでもありません。この計画の中で新しいこととして特筆できることの一つは、行政推進の透明性の向上を図るため、行政評価システムの構築の実施にあらうというふうに考えております。この行政評価は毎年町が日ごろ実施しておる政策事務事業を幅広い住民参加の、まあ町振興計画の実施調査委員会、審議会委員さんですけれども、に提出して評価をしていただいております。平成 20 年度の評価は、数多い事務事業の中から振興計画の区分に従い、前年度実施した 264 の事務事業の中から委員さんの意見を基に 30 の事務を選択し、町の政策・事務事業評価実施要綱等に基づき、評価を実施していただきました。その結果、振興計画審議会から町長に答申書という形でですね、答申が出されました。答申を受け、町長は全職員に対して庁内イントラネットによりその内容を周知するとともに、次年度の予算編成方針の説明において、答申の趣旨を生かし予算編成をするよう指導しております。

また、行政の透明性を確保するためには広く住民の皆さんに知らせるべく、振興計画審議会から出された答申書の写しを閲覧していただくとともに、黒潮町のホームページに掲載して、広く周知を図っておるところでございます。

基本的には以上ですが、質問の中で出てきました、かけるというところの部分ですけれども、24年度の評価につきましての評価は1カ所ございます。これにつきましては、議員もこの答申書はご覧になった上でのご質問と思いますが、第1の評価の段階で、計画に沿っておるとは言い難いという部分でありますけれども。その後、二転三転と委員さんからの意見、また今後の課題解決の方向性、これにつきましては委員さんからそれぞれいただいております。そのようなことがありまして、委員さんからの意見を見ても、現時点では成果が見れないけれども、今後はこういうふうにしたらどうかと、また続けてもらいたいというところがありますので、決して無駄ではないというふうに考えております。

それから、同じ事業という部分ですけれども。この評価はですね、先も言いましたように24年度については264の事業ですけれども、全体の事務事業の中から委員さんに基本的には選んでいただいております。従いまして、こちらから一方的にこれをということではありませぬので、ご承知いただきたいと思っております。

それから、評価の次年度への生かし方の部分が質問にありましたけれども。これにつきましては、委員さんからもその意見がございまして、評価に対して課題につきましては整理を致しまして、その課題を次の年、あるいはその次の年にどのように生かしておるかということもですね、各担当部署から書類に基づいて提出するようになっておまして、そういう仕組みの上でこの事務事業をやっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

私は24年度分は見えてないんですが、この前頂いた20年から23年までの間のこの一覧を見て発言しておるわけですが。そういったところを、丸が続くような事業はずっと、4年なら4年続いてこういくようにものなしに、まあ一応丸が続いていけば、まあ一応それは良しとし、ほかのそのどうもうまくいってないという部分を次の年に見るとか。バツがあった所は次の年には頑張って丸にしたとか、そういうことがこの評価の在り方としてはいいんじゃないかなあと想着て、そういうことで質問したわけでございます。まあ今後ともですね、透明性を図る上で改善はしながらやっていただきたいと思うわけです。

その次にですね3番の、人々の生活を守るため、さまざまな制度などが定められています。障害者基本法、高齢社会対策基本法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、高知県ひとにやさしいまちづくり条例について姿勢を問います。

まずは、こちらあたりで1回目の答弁をいただきます。

あとはね、こういうことです。マルの2やけど、この前確かこう、後でかまんというような話があったもので、そのつもりでおるんですけど、それは通していかないじゃありませんか。そこのへんはちょっとお聞きしたいんですが。マルの2までやらないじゃありませんか。後でよろしいですか。

（議長から「まあ、一問一答ですから切るのは切っているんですが」との発言あり）

はい。構いませんか。

ここで切った方が分かりよいとは思んですけど。

（議長から「できたらカッコ3の中に1、2と2つあるわけですから、できればですね、細分化してまた細分化するようになりますんで、できればマル1番、2は一緒に行ってもらえば一番いい」との発言あり）

はい、分かりました。

それでは続けます。マルの1です。

土佐くろしお鉄道が建設した駅の階段、坂道、手すりが不十分。株主としてどのように考えていますか。また、平成24年度計画、平成25年度計画に改善計画が位置付けられていますか。

マル2、国が建設した道などを路線バス停留所として利用しています。停留所の位置、坂道、手すりが現状でよいと考えていますか。

このマル1、マル2についてはお手元へ写真でお渡ししておりますので、この、まずマル1の分についてはですね、この佐賀駅なんです。これ、まず駅舎の方から行くとなすね5メートル上がらないけません。上まで上がるのに。それから今度、下へ下りるのにホームまで4メートル下りないけません。そして、これに手すりがございません。ここにあるのは手すりとは言いませんのでね。法とか、あるいはその県条例からいいますと、これは手すりにはなりません。

当然、それからですね、あと、その右上が白浜。これも3メートルやったかな。

それから、次の所です。有井川。残念ながらちょっと現場へは直接行ってよう当たってないですが、これも高いです。

それから、左下が伊与喜。これも3メートルございます。これには手すりはございます。

その右側が白浜ですが、白浜も高いですが、その下の斜路いいますか、坂道。これがまたずうっと高いわけでございます。

それからですね、鞭ですね。高いのは鞭が一番高かったですね、下の道からいけば。8メートル50は海岸部分ずっと上がってくるんですね。それからさらにその上に、ホームへ上がるにまた1メートルくらいあるんで、9メートルを超す高さです。ただ、鞭の場合は集落の方から通っていける道がございますので、そこを利用すればまあだいぶ利用しやすくなると。

上川口もね、6メートル50あるんですね。手すりはございますけど、これもなかなか高いです。

それから、西大方。西大方はあんまり高くないけれども、これも結局その階段でございます。

それから、スロープがあるのは、斜路があるのは唯一この入野駅でございます。この高さがどれぐらいあるか分かりませんが、多分1メートルくらいかなと思うんですが、目測。そういうことで。

それからですね、あとはちょっとここへ持ってきてなかったかな。拳ノ川峠にそのバス停がございます。ずっと昔から。そこへ足の不自由な方が上がってですね、下りたりしゅう。その下りるときなんかはもう腰をつかして、腰で滑らせて上から下りてくるとかいうようなことでございますので、これも今に始まった坂道ではございませんが、そういう状況でございます。

それで、特に佐賀駅の場合はですね、昔このホームは風が吹いて、あんまり風がえらいために屋根が飛んだということがございます。駅のホームの屋根が。で、なかなかですね、足腰が不自由な方が傘を持ってここを通るといことはなかなか大変なことでございます。すぐ横殴りの雨、雪、風と、こうなります。

そういう現状がございますので、私もこれ写真撮るために上がったたり下がったりしたんですが。まあ若いときであればどうということもない坂ですが、やはりだんだんだんだん足腰が弱ってまいりまして、この階段を上がったたり下りたりしながら写真撮るのは、まあしんどい思いをしながらやったわけです。特に高齢者、身体障がい者ということになってまいりますと、これが利用し難いですね。そうすると、介護人がやっぱり必要になってくる。介護する人がおる人はいいんだが、いない場合、問題になるんですね。誰でも自由に社会生活を送ることができなければならぬ。基本的なことは、まあ憲法にもあるとおり、ご承知のとおりでございますわね。

それで、拳ノ川峠についてはですね、バスの。この下からの足とか視力の不自由な方が上がられて、そこでバスへ乗って伊与喜で降りて、伊与喜の駅へ、この写真の所へまたホーム3メートル上がり、それで中村の目医者へ行って帰るということなんですが。結局、その帰りはまた反対のことをしなくてはならない。大変なご苦勞をされようわけでございます。

誰もが同じような生活をするということで、まあ、この身体障害者基本法頂いたんですが。この障がいいかんにかかわらず、一人一人が輝く町という目標でございますので、それへ向けてですね頑張ってやっていただいております。ということとは分かりますが、これは介護者が付く場合、経済にも直結する問題でございますね。その介護者が付く場合には、その介護者の仕事ができない。仕事が止まるわけです。ほんで、体の不自由な方が一人で動けたら、その介護者というのは仕事ができるわけですね。生産に従事できる。ここで町内の総生産が上がるか下がるかいうところにも影響が出てまいります。当然、足腰の不自由な方は、できるだけ人の世話にならずに自分一人で動きたいということは、それはもう私はそういう不自由な方からお話聞いた段階では自分で何とかしたいというお話を伺っておりますので、まあ大体次の言葉はお金のことがね答弁で出ると思うんですが。

まあ、この法律の中にはそういうことは書いてないので、誰もが暮らしやすいまちづくり、どう構築するのか、答弁をいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、矢野議員の行政の在り方のうち、土佐くろしお鉄道の駅の階段の改善計画についてのご質問にお答えしたいと思います。少し長くなりますが、まあ線路が延びてきた状況もですね、もうご承知とは思いますが、確認をさせていただきたいというふうに思います。

土佐くろしお鉄道はですね、旧国鉄時代の昭和38年、窪川から佐賀町まで延伸をしております。

それから、昭和45年10月、中村まで延伸。

続きまして、昭和62年、中村宿毛線が開通しておりますけれども。その同年だったと思っておりますが、国鉄の民営化により、これらの線は土佐くろしお鉄道に引き継がれ、現在に至っておるところはですね、ご承知のとおりだと思います。

現在、土佐くろしお鉄道の乗車駅は町内に11カ所ございます。そのうち、質問にありました、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の整備基準。そういうものを満たしておる部分ですけれども、駅ですけれども、それは1カ所でございます。基準には満たないものの、手すりやスロープなどが整備できておるものが2カ所となっております。

ご質問の法令、あるいは県のひとにやさしいまちづくり条例でございますけれども。基本的には努力義務ということでありまして、既存の駅の改修につきましては、管理者である土佐くろしお鉄道株式会社とも協議を致しましたが、必要性についてはお互い思いは同じですけれども、整備基準に沿った大幅な改修はなかなか困難ということでございます。従いまして、ご質問後段にありますように、平成24、25年度に改善計画が位置付けられているかという部分ですけれども、既存駅に係る改善計画は今のところ位置付けができておりません。

質問の中に出てきましたスロープ等ですけれども、スロープの改修をしてもですね、今残念ながら、駅のホームと汽車との所にも段差ができます。従いまして、車いすの方がですね直接乗り降りすることはなかなか厳しいという状況でありまして、まあ、車いすの方がもし乗車ということになりましたら、以前もお答えしたことはありますけれども、中村の駅の方に連絡をしていただいて、どこそこで乗りますということがありましたら、そこまで乗務員が駆け付けるという体制を取っておりますので、ぜひその方をご利用願いたいと思います。

また、質問に出てきました佐賀駅。まあ、ほかにもありますけれども、佐賀駅を基本と致しますと、ここに付きましてもですね以前からバリアフリー化については協議してまいりました。エレベーターをとということも検討致しましたけれども、やはり事業費とその後の管理。それから、それができない場合のバリアフリー化となりますと線路を横切るということになるわけですが、今のところ線路を横切つてのバリアフリー化はなかなか軌道の安全上、確保が難しいというようなことをですね土佐くろしお鉄道の方からいただいております、なかなか現在進んでおらないというのが現状でございます。

以上です。

(矢野議員から何事か発言あり)

(議長から「②の答弁者ありますよ。答弁者変わらんがですか。どうぞ」との発言あり)

失礼を致しました。

それでは、バス停留所の現状についてのご質問にお答えしたいと思います。

国道などをですね運行している路線バスの停留所の位置につきましても、乗客が安全に乗降できる位置であるかなど。また、地域の利用者の意向に基づき、バス事業者、運輸局などの行政機関の協議やですね関係法令に基づき設置していることは、もう議員もご承知のとおりであります。

経年変化や生活環境、社会情勢の変化に伴い、設置場所の変更が必要になった場合には、地元利用者の方の要望に基づき関係機関と協議していきたいというふうに思っております。ご質問の中にありました具体的な駅名につきましても、そのように対応をしております。

ご質問後段のバリアフリー化対策につきましては、地域により状態が違いますので、地域と協議しながら、また町内の全体の状況を勘案しながら、改善に向け検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(矢野議員から「(3)の姿勢を一番最初に聞きゆうがですけれど、3番、姿勢を問います」との発言あり)

たびたび申し訳ありません。

この姿勢につきましては1番目の答弁の中に含まれておったわけですがけれども、基本的にはですね、これにつきましては、努力目標の法令あるいは条例というふうに考えております。

以上です。

議長 (山本久夫君)

矢野君。

7番 (矢野昭三君)

くろしお鉄道にしても相当な財政支援をわが町はしりますが、毎年。それから基金の積み立てとか安全対策とか。それから県も財政支援しようがですね、これへ。県がやるということは、これ黒潮町民の金も県の中へ入っちゃうがですよ。二重にやりよう、二重に、財政支援。しかも体の不自由な人のお金も入っちゃうがですよ。元気な人だけのお金やない。行きゆう金は。

それから、確かこれ、税も免除しよったように思うんですが、間違いですかね。わしの勘違いやろうか。これ、努力目標というても、福祉行政と交通行政とは一緒になっちゃうがですよ。総務課長は交通行政だけの係りやし、交通行政だけを問いゆうわけやないがですよ。黒潮町民がいかにか生きるかということ問いゆうがですよ、これ。何かね、行政のとらまえ方がおかしいがですよ、これ。

ここの努力目標いうがやったら、じゃ、計画はどこまでやったんですか、計画は。

あの手すりね、佐賀駅へやったら20万くらいで済みますよ、あれ。お金にしたら。その不自由さを感じないというところがおかしいわけね。だから、くろ鉄から言うてきたら、請求書が来たら黙って予算だんだんだん

だん切るだけ。予算執行。まあ副町長はよう消化言うけどね、そういう格好になってくるわけよ。それは困りますと。これは私、前にも言ったんですよ、この本会議でも。何をするかということが把握した上でないと、お金出すのはおかしいやないですかと。ただ、伝票を切る作業だけと。それで、一番弱い所の人がどんな苦勞しゆうか分からんじゃないですか。

この今朝の新聞見てもね、あの成年後見。あれは東京地裁ですけど、社会参加を頑張らせてください。これ裁判長が言いゆう。これ控訴するかどうか分かりませんがね。地裁といえどもよね、ああいうような判決出ておるんですよ。だから、そういう誰もがという部分がですね一番問題なわけです。

じゃあ、黒潮町としてですね、株主として、くろしお鉄道に対して改善するような要求したこと1回でもあるがですか。あったら言ってくださいよ。この憲法はよね、10条以下にあるこの権利というのは、すべての国民ということになってるんですね。権利保障は。命とか自由とか。

これだけたくさんのお金を使って、努力目標じゃいうてね軽々に言えるような話ですか。一体今までどれくらい金使ったわけ、黒潮町は、鉄道に。鉄道を利用してくださいいうね、この前も広報がちゃんと出てましたよ。あれ町出した広報でしょう。あれ、どこにあったかね。とじた場所がちょっと分からなかったけど。

しかも、その県民の意識調査もね、高齢の人権とか、あるいは障がい者の人権にね大変高い関心があるということですね。そして、ああこれか。

黒潮町のこの広報へもですね。これ何月号。25年2月号ですか。土佐くろしお鉄道ニュースですか。それで、みんなの力で中村宿毛線を守りましょう言うてもよね、努力目標いうて片一方で言いながらよね、こんな広報出しゆうがですよ。そんな姿勢でええがですか、これ。

それから、今年の25年1月30日のこの高新でも、総務省はローカル鉄道に交付金。それから、17年7月29日にくろしお鉄道利用促進決議。これは西南地域活性化協議会ですか。それから2月26日、今年の中村線、宿毛線減収加速。これはこんな状態の中でよね、努力目標じゃいうてもよね、もうちょっとね、私たちのくろしお鉄道なんですよ。株主ながですよ、我々は、町民が。その町民が株主。また、町民というのは主権者ですね。町長を選んだ町民、議員を選んだ町民がね、困りゆうがですよ。

ほんで、わしね、補助機関はね、もうちょっとしっかりしてもらいたい思う。人を大事にするということで午前中ね佐賀中学校へ行ったら、一番前の所へ大きな字でね、人を、人間を大事にすると。これ教育目標ですよ、これが。ここは憲法で定められた議事をする最高の機関の場でよ。ここに教育長がおるけどよね、そんな答弁でええがですか。黒潮町の目標は何ですか。人が元気、自然が元気、ほんで地域が元気な町。そういうことですよ。鉄道だけの話をしゆうがやない。人間のことを言いようがですよ。

もう1回答弁してください、これ。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、ご質問の中にございました、バリアフリーに対する要望があったかということでございます。これは平成23年のこの定例議会でも答弁させていただいた経験があるかと思っております。

佐賀の駅につきましてはバリアフリーをある一定具体的などころまで詰めてございました。あのペースができる段階まで。しかしながら、総工費が多額になることから踏み切れなかったということでございます。

まず、このくろしお鉄道のさまざまな施設の改善、あるいは更新等についての支出でございますけれども、基本的には当該市町村が行うということになってございます。そういった中で、町が挙げて取り組んでおりますさまざまな施策のうちの優先順位の中で、まあ財政とも相談しながらさまざまな予算組みをしていくといっ

た中でまだ対応できてないと、これが今の位置付けでございます。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

でね、私が言いゆうのはね、人間を言いゆうわけですよ。だから、答弁の中に人を大事にするという基本的な答弁がほしいがです。だから最初にね、姿勢を問うたがですよ、姿勢を。金を入れたら済むいうけど、そうやない。その前に、そういう心が大事やないですかと。だからわざとね、これ、こういう法の名前をね、特定した法をね羅列してるんですよ。

佐賀駅は手すりさえないがね。あれ、たった20万あったらできますよ、町長これ。それさえできんがですか。手すりさえない。スロープ、斜路、坂道、これはよね金が掛かる。確かに。だけどね、56号の上をまたいでおるその国交省の歩道についてはね、手すりあります。佐賀駅にはない。それ以外で今度その斜路の話はよね、確かにお金が要りますので、要るんだが。この答弁をね、テレビでみんな見ようがですよ、これ。ほんで、複写撮りゆう。複製を。その皆さんの執行権を持った人の心がね、全部テレビで映りゆうわけよ。何回でもこれ見るよ、繰り返して。その心がね、そういうようなものでいいですかということに僕は問いゆうがよ。いきなりやれいうても、それはお金も要りますよ。だから、そういうことをくろ鉄に対して要求したのか。あるいは県に対してですよ、もっと財政支援をしてくださいと。そういうことをね言ったがどうか、そこあたりを知りたかったんですよ。

これ、県のね福祉行政と、鉄道行政と、どんな話をしております。黒潮町は。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、3回目のご質問にお答えしたいと思います。

基本的にですね、県の中の協議状況はちょっと分かっておりませんが、くろしお鉄道につきましては幡多6市町村と四万十町、それから県で協議して、その対策を進めておるという状況にあります。

それで、だんだんに出ました、まあ予算のこともありましたけれども、やはり運営状況のことが大きな課題でありまして、どのように運営していくかということをごすね検討しながら、汽車の本数の問題等々協議しながらごすね進めております。従って、先ほどの質問にもありましたけれども、自分たちは相当厳しくチェックしながら運営状況を見ておるといふふうに考えております。

それから、バリアフリー化に対してですが。町長からもありましたように、現在の協議の方向性と致しましては、やはり地震、津波に対しての橋の落橋防止というところがごすね大きな方向性がありまして、それにつきましては今回も予算を計上をさしていただいておりますけれども、その対策の方向性を出しておるといふような状況です。

しかしながら、窪川駅から中村駅まではですね、相当距離の間に施設が古いですので、落橋防止を全体的にできるかという課題もありまして、まあそれはもちろん予算の問題です。そのあたりをですね、今後は課題でありますけれども、今のところその地震に対しての耐震診断の設計の前の段階の確認をしておるといふ状況にあります。

（矢野議員から何事か発言あり）

今の内容は基本的に質問に出てきたというふうに考えておりますが、そのような状況であります。

以上です。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

矢野議員のですね質問にお答えします。

矢野議員の言われる人にやさしいまちづくりというか、その基本のことでございますけれども。それは当然のことございまして、まあ矢野議員はもう既にご承知かと思っておりますけれども、法律等、また条例等につきましてはですね、冒頭、総務課長からもありましたけれども、国民、県民、住民に対しましてですね、理念や方向性を示して、国、地方公共団体のですね責務や努力目標をうたったものがございまして、我々行政マンとしましてはですね、当然それを尊重しながら行政を進めていくというのは、これ基本でございまして、そのことはもう当然考えてですね進めております。それでですね、地方自治法にもその部分は第1条の2項に書かれておりますので、それに基づいて進めておるといふふうに認識をしています。

どうしてもお金の問題が出てきますけれども、そういった限られた中でですね、その目標に向かって最大限努力するのが我々の務めというふうに考えておりますので、そのへんはご理解いただきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

それを私は初めに聞きよったに、それは言わんきにおかしなってくるわけで、最初に、だから聞いちょうわけよ。

で、あとね、鉄道の問題は結局経営の問題に入ってくると、そういう答弁になることは分かちょうがですよ。で、人間のことを言いようがですき。町としてね、この福祉行政をどう進めるのか。また、県に対してどういう要望をしていくのか。そこを聞きたいですね。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

まあ福祉行政に限らず行政としてはですね、そういった住民の要望がある部分につきましては、当然、町でできるもの、また町でできないものにつきましてはですね、まあ県なり国にですね、そういった要望は当然していきようわけでございます。

で、なおかつですね、自負といいますか相当今はですね、そういう形で福祉もですね、いろんな形でですね進めておるといふふうに思っています。ただ、こういうハードな部分ではなくソフトの部分も含めてですね、そういう対応はしていつておるといふふうに考えていますので。まあ、なおそういった住民の皆さんの要望あるということでございまして、そのことは頭に置きながらですね、今後の行政推進に当たっていきたいといふふうに考えております。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

まあ前向きなお話であろうと、答弁であろうといふふうに聞きましたので、このテレビを必ず見ていただいておりますので、その見られた方もですね、少しは喜んでいただいたかなと、こんなふうに思います。

まだ、私も帰っておしかりをいただくかも分かりませんが、引き続きですね、そういう弱い立場の人もたくさんいらっしゃるということをですね心へ置いて、日々業務に励んでいただくことをお願いしておきます。

それから、次ですね。4番。高齢化などのため支援が必要な方が多くなってきます。人口、家族構成などから見ると、デイサービスなどをはじめ集団生活の方向になっていかざるを得ないと、こう考えておりますが、町の方策を問います。

大変元気な方でもですね、どうしてもだんだんだんだん弱ってきてまいります。もう目の前でそういう大変お世話になった元気な先輩が弱っていきゆう。これは何とかええ方法がないかというように考えておりますが、いろんな面で町も頑張っってやってくれゆういうことは分かりますが、どうしてもそれに追い付かない。施設なんかでも待ち時間が多いとか、在宅介護へ行っても大変な問題が起きてまいりますので、できるだけその行政の力でですね、弱い方が生活を送れるようなことをできないものかというように。

まあ、公共施設の空きがあれば、そこへ介護施設とか。前も私この場で言ったんですが、国民年金の受給額で生活ができるだけのようなのが欲しいわけでございます。それにはどう言いますかね、旧小中学校とか、あるいは保育所の活用をですね踏まえてご検討してもらいたいわけですが。

この点について、その方策を問います。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

矢野議員の一般質問、行政の在り方についてのうち、4番のデイサービス等をはじめとする集団生活の方策について通告書に基づきお答えします。

矢野議員のご指摘のとおり、今後高齢化が進み、超高齢化と呼ばれる社会が到来するものと考えております。また、高齢化が進展することに伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も今以上に増えてくるものと考えられます。このような状況において、デイサービス等を始めとする集団生活の方針とご質問ですが、介護保険制度によるデイサービスのほかに、現在行っているサービスとして、週1回の実施ではありますが、おおむね65歳以上で要介護認定を受けていない方を対象に、生きがい活動支援通所事業という、生きがいデイという事業を行っております。この事業は、佐賀地区では通所介護事業所鹿島ヶ浦、大方地区では同じくしおかぜで行っており、送迎、食事を含み1,000円で利用することができます。

また、町では高齢者福祉の充実を図る方策としまして、あったかふれあいセンターの事業を行っております。あったかふれあいセンターにつきましては、その中心機能として憩いの場の確保があります。この憩いの場につきましては、デイサービスのようなサービスを提供することはできませんが、誰もが集える場所として、高齢者の居場所づくりなどを行い、無料で利用できるものです。無料で利用できますので、低所得者などにつきましても利用しやすいものと考えております。

また、あったかふれあいセンター北郷では旧小学校を活用して実施しており、遊休施設の利活用にも努めているところです。

この、あったかふれあいセンター事業につきましては、送迎などのサービスは町内全域までは届いておりませんが、黒潮町内の誰もが気軽に集える場所として、高齢者などの居場所づくりや相談活動を行い、高齢者福祉などの充実のために拡充させていただきたいと考えておりますので、ご理解とご支援をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

まあ、あれです。あつたかについてはですね、多くの利用者から、家族から感謝の言葉いただいておりますので、それはこれからも頑張つてですね取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

それでは、次の経済対策についてですね、まあ普段やったら水産振興と書きたいところですが、まあ経済の落ち込みが激しいので、そのように書いております。

1 番目に、水産振興のため、海外でのその資源管理対策、沿岸漁業の振興のための餌、プランクトンの生息状況調査、産卵場の整備、砂の移動により岩場が少なくなってきました。対策を問います。

これは日本カツオ学会へこの町も加入しておりますので、私も加入しておりますが、そういう機関を活用しながら、国内や国外へ私は訴えていただきたいなあ。その取り放題では、この地球の資源、有限なものですので、あっちこっちでいろんなトラブルが起きるであろうと。それは、この近くの島々、中国、韓国、ロシアとの関係を見てもですね、えらい問題にこれなってきましたが、資源戦争に入つてまいりますが、その戦争になるといけませんので、これは管理をちゃんとしていただくように。

私は、特にこれ町長にお願いしたいのは、その外国へ出向いていって、その巻き網の一番頻りにやりゆう所はもう分かっておりますので、関係機関に対してですね黒潮町長から訴えていただきたいなあ、私はそのために要る予算は組んでいただきたいなあ、こんなふうに考えております。

それからですね、沿岸漁業もこれ不振でございまして、今朝ほども中学校の卒業生の保護者の方に聞きましたら、なかなか漁がないというようなお話も伺いました。で、燃料が高騰しておる、そういう中でですね、子どもが今度高校へ行く。なかなかそこから先の授業料だけやなく、さまざまなお金が要ると。服にしろ、何にしろ、大変だというお話をいただいております。

で、この近海沿岸についてもですね、やはり餌がないと住めないなあ。それから、水が汚れるとなかなかこれもまた住めない状況になります。まず、その生息状態、産卵場の整備。それから砂がですね、こう今まで岩場であった所へ砂がずうっと回ってきて、そこにまあ言うたら魚が生活できなくなった状態があると。まあ、砂の中にまた入る魚もおりますけど。そういうふうに海がなかなか変化しておるというお話がございまして。そこでですね、まあ何とかこの水産振興についてのもので、どう力を入れていただけるのかお聞きしたいと思います。

なおですね、水産についてはですね、私の手元に県の資料ですが、平成8年度で、数字がですね33億ですか。平成8年。それから21年度が一番新しい数字ですが、これも33億という数字が出ております。つまり、水産については安定的にですね水揚げがあるということにはなっておりますが、まあ全体的には漁価が低迷しておるので、個体、経営体ではなかなか苦しいということであるようです。

本件についてですね、23年10月にも県の水産部長さんの方に要望出しておりますが、そういったことを踏まえてですね、ご答弁いただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは、矢野議員のご質問にお答えさせていただきます。

水産振興ということで1点、沿岸漁業の振興ということで3点、その点についてお答えさせていただきます。

熱帯水域の国際漁場におけるカツオ漁業を取り巻く諸情勢は、海外巻き網船の増加に伴う漁獲能力の増加等により資源状態が一層悪化するなど深刻な状態にあることから、資源の持続的な利用を確保し、カツオ漁業の経営の維持安定を図るため、業界や高知県、関係県とも連携して、国に対して要望活動を実施していきます。

最近の取り組みとして、23年5月、高知県知事が農林水産大臣に対して中部太平洋まぐろ類委員会、WCPFC

ですが、この年次会合で漁獲制限の合意を勝ち取ってほしいと強く訴えております。24年7月、黒潮町として、東京で開かれた全国市町村水産振興対策協議会の中で大西町長がカツオ資源について要望し、来賓の水産庁長官が指摘のとおりと認め、資源の悪化について、急増している台湾、韓国船の絞り込みをアメリカとタッグを組んで取り組んでおり、少し時間はかかるが、徹底的に直していきたいと言っています。また、水産庁の担当の方も資源管理をライフワークにして、命を懸けて交渉をしていると述べております。

一方で心配なこととして、昨年12月上旬、フィリピンでこのWCPFCの年次総会が開かれ、高知県漁協の明神組合長が出席されておりました。先日、活餌の会がありまして、そのとき当時の感想を述べられておりましたが、マグロは知られていても、カツオという魚は海外では知られてなく、さらに減るのではないかとということで心配をされておりました。

これが海外の資源問題についての回答です。

続きまして、土佐湾におけるプランクトンの調査について述べさせていただきます。

県の水産試験場では、中央水産研究所からの委託で土佐湾や宿毛湾の定点で海洋観測調査を行っており、その際にプランクトンネットを使い、それを引いてサンプルを採取しており、プランクトンのサンプルは中央研究所へ送付しています。採取されたサンプルの詳細な解析は中央水産研究所で実施されています。

先日、中央水産研究所に問い合わせたところ、結果、解析として、土佐湾では植物プランクトンであるクロロフィル、葉緑素ですが、この量は秋から冬にかけて一度増加した後、減少し、冬から春にかけて最も多くなるということです。また夏にも湧昇の影響を受けて増加することがあります。冬から春にかけてのピークは、以前3月から4月ごろが主で出現しておりましたが、2000年代に入って以前よりやや早く、2月から3月初めに出現するようになったそうです。

一方、動物プランクトンであるカイアシ類、これは微細な甲殻類ということですが、この量のピークはクロロフィルのピークより1カ月ほど遅れて出現するそうです。2000年代に入ってその量は少なくなったそうです。2010年はカイアシ類のピークの時期は再び遅くなっているようです。また、8月から10月ごろのカイアシ類は、冬、春の時期とは逆に、2000年代に入りやや増加しているようです。

総評として、土佐湾では動物プランクトンが多く、湾外でプランクトンが少ない傾向にあるようです。他の季節も同じ傾向のようです。また、季節的には4月ごろが最も多くなり、秋から冬1月にかけて最も減少します。長期変動については、土佐湾では1980年代に少なく、1990年代以降、動物プランクトンの量は増える傾向にあるそうです。

次に、産卵場の整備についてですが、平成23年度は佐賀地区においてヤマモモの間伐材を利用してアオリイカの産卵場を27基設置し、多数の産卵を確認することができました。今年も漁業者の要望により、来る3月16日、佐賀地区、伊田地区にて同様の設置を行う予定をしております。25年度においても引き続き計画をしております。

魚類の卵については、水に浮く浮性卵と沈む沈性卵の2つに大別することができるそうです。産卵場の整備が資源に効果的なのは沈性卵を産卵する魚類に対してです。沈性卵を産卵するのは、主にアユ、ナマズ、サケ、マス類などの淡水魚や、ハタハタ、タラ、ニシン、ハゼ類等で、黒潮町で水揚げされる魚類はほぼすべてが浮性卵を産卵し、産卵場の整備による資源管理は難しいと考えております。

産卵場ではありませんが、沿岸性魚類の稚魚の育成場として藻場が非常に高い機能を有していると言われており、平成23年度は水産庁の環境・生態系保全事業を利用し、上川口地区、ここはホンダワラです。および、田野浦地区。ここは、カジメですが。それぞれにおいて、高知県漁協入野支所の潜水漁業者によるウニ駆除によって12ヘクタールの藻場造成に取り組んでおります。これについては、IWKTVでも紹介されております。

それから、砂の移動により岩場が少なくなったとの対策ですが、これについては水産関係の研究者である、茨城大、二平（にひら）先生によりますと、海岸線の形状が変わると、魚介類、生態系が変わり、漁獲の減少が出てくると言われ、一浜いじると七浜が減ぶという言い伝えがあるそうです。佐賀地区でも、白浜、久保浦、塩屋の浜でも何年かの周期で変化があり、台風でも同様のことが起こっております。回復策としては、砂移動のバランスを取ることで、サンドバイパス、サンドリサイクル、養浜による対策が考えられます。もう1つは、砂の量を制御することで沖合に施設を造ること。離岸堤とか沈降リーフが考えられます。いずれの方法にしても、砂の移動がどのようになっているか十分に把握する必要があると考えております。

トータル的に沿岸振興となりますと今課題ですが、投石や魚礁の設置となりますが、現在、効果調査中で、施政方針の中でもありましたが、再開に向けて県に対して要望を行っていく予定をしております。

なお、効果調査のことですが、高知県も平成23年6月から魚礁設置事業の再開に向けて高知県佐賀統括支所で実施をしております。1つとして、漁業者からの漁場の場所、これ5カ所ですが、そのどこで取れたかという申告を受けて、土佐清水の漁業指導所がデータ整理を行っております。もう1つは、小型船の5隻にGPS装置を付けて痕跡調査を行っており、これについては県の水産試験場がデータ整理を行っております。期間は平成23年6月から26年の5月の予定です。そのデータの一部を少し見ますと、前年度に比較してみますと、漁獲量が半分になっている漁場や3倍になっている漁場などばらつきが見られます。先日、県の水産試験場より連絡があり、3月25日、佐賀支所で痕跡調査の中間報告会が開かれる予定となっております。

以上ですが、24年の水揚げ量ということで先ほど矢野議員が33億と言っておりましたが、24年度のデータとして19トン、大型船の水揚げですが、19トンが16億、大型船が32億、合わせて48億の水揚げとなっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

そこですね、最初の海外の漁業資源管理の問題でございしますが、国のその方も動いていただいております。なんですか。私が思うのは、町長がですねそういう所へ出向いていただくことが私はもっと効果がありやせんかなあと、そんなふうを考えておりますので、町長ですね自身のお考えをお聞きしたいわけでございます。

それから、先ほどの課長、よう分かりました。水揚げが、まあ48億。私が言ったのは平成21年度、県の公式データでございますので、今24年のをお聞きしまして、それはありがとうございました。

町長、ひとつそのへんのお考えを答弁いただきたいですが。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

カツオ資源を持続させていくと、こういった最大の目標があるわけですが、そのためにはどうしても課長が答弁致しましたように、諸外国との合意形成を図る必要がございます。その枠組みがWCPFCということでございます。

そして、カツオ一本釣り船団を有する市町村の首長として、現段階で何をしなければならないのかということをしっかり自覚する必要があるかと思っております。声を挙げてマイナスになるようなタイミングで声を上げるようなことがあってはならないと自分では思っております。特に、これからWCPFCの中でも最も重要視されてる科学小委員会。こちらのデータが総会の判断基準になってまいります。これは通年6月ぐらいに開

催されますけれども、そこで非常に危険な数値の算出方法が使われていると、自分は常々水産庁に申し上げてございます。これは以前も答弁しましたが、CPUEの設定。これは絶対に間違ってると思ってございます。

それから、もう1つは自然再生産による資源の維持。これの最低限のレベルのラインが絶対に低いと思ってございます。この2点は、水産庁には算定をし直してくれという要望を強く今しているところでございます。

それから、もう1つ。どうしても漁獲調整ということになりますと、段階がございまして。その段階の中で、まず今可能なのが一体どこなのか。一番実効性の高い手法は何なのか。これは少し消極的に聞こえるかも知れませんが、当諸国の海外大型巻き網船の造船抑制をするということでございます。まずここから始めないと利害調整はつかないと思ってございます。まずは造船抑制をして、その後に漁獲制限をする。そして、その漁獲制限に基づいて、現在の海外大型巻き網船の減船施策を打っていくと。これがあるべき姿だと思ってございます。

そのタイミングで、今このWCPFCの年次会合に参加させていただいて、首長として意見と言う場所ではないんですけども、そこへ同席させていただくことが今後の資源の調整について有利であるということでございます。もし積極的に参加を致しますし、今国内でも利害調整が進んでるところでございまして、少し静かにしておいてくれというような上部の判断がありましたら、またそれに従うべきであろうかとも、そのようにも思っております。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

当然、タイミング的には責任者である町長が図ることでございます。ほんで、関係業界ともですね連絡を密にししながら、今までやってきたそのカツオ産業、水産漁業を守っていただくために一層のご努力をお願いしたいと思っております。

それではですね、最後になります。町内の企業育成と継続性のある雇用確保のため、識者による対策会議などを組織し、答えを導き出すなど住民要求に応えるべきと考えますが、姿勢を問います。

合併の前も後も、働く場の確保を一番住民の声としては多い、願っておるわけです。で、ここへ来て、特に体の不自由な方のその雇用の場も併せて取り組まなければならないという状況でございまして、その方向に向いては全体としては頑張っておるかなあというふうに考えておりますが、新しい町長の新産業に対する取り組みについてもそういった意味では期待をしておるわけでございます。

この、まあどう言いますか、何回も言ったことですが。町内産業の一番は、当時は、まあ昔は農業が平成4年には旧大方と旧佐賀合わせたら40億ぐらいあったんですよ、その販売高というのは。最近はこちらで16億ですか、16億8,000万ぐらいになって、半分以下になってしましまして。その中でもですね、結局その県の統計資料によりますと、平成8年の農業は21億ということになってますね。水産は先ほど言ったように33億と。で、21年の農業が、これ12億ですね。それから水産は先ほど言ったように33億。この間にですね、政府サービスというのがですね三次産業の方は入っております、これが55億ですか、平成8年が。今も54億ということで、あの政府サービスはあんまり変わってないんです。

ということは、ここに人も、政府サービス、これ公務員給与がほとんどでございまして、ご承知のように。だからね、それなりにここにはやっぱり力があると。公務員に力が残っておるという状態であろうかと思えます。だから、そういう町の職員の一層の奮起をお願いするわけです。特に、合併はしたけど、町のそれぞれの集落集落を見ると、子どもが見えないが一番ですね。それから、そのへんの田畑ですか、いうとこ見ても、大変寂しい荒れ地の状態になってきておりますので、こういったことももう一度復活する、そういったことが

必要であろうかと。

それから、山もですね大変木を植えてからだいぶ大きくなってまいりまして、40年、50年の木が見えるようになってきましたが、これの活用もですね、まだ十分でない。実は、隣町の四万十町、隣の市の四万十市はですね、この自分の所の木を使って家建てた場合には財政支援をしますよということになってます。まあ、隣の町についての分はその条例も拝見したわけでございますが。それから、あと梶原とかですね、仁淀の方にもですね、そういった制度を設けてございます。

これらはですね、何で黒潮町ができないのかなあと。林野率、確か8割ぐらいやったと思ってるんですが、そういうこの山がありながら有効活用ができてない。隣の町もですね、別にお金が裕福でやりゆうわけじゃございません、これは。ちょっと私が調べてみるに、特別交付税の中にそういった項目が見えますね。多分この金を活用してると思います。これは、そういうことをすれば財政支援しますよ。それは国がそういう制度をつくっておるわけでございますので、両市、町はそういった制度を活用しておると。で、わが町もですね、隣がやっておるののうちだけやらんというのはなかなかのもんで、さまざまな人からそのへんのお話をいただいております。それをやることによって、少しでも町内に家が建ち、お金が回れば、またこの辺の地域も良くなると。

大体、民間の場合ですね、家建つに3,000万投資したとすれば、福利でやりますのでね、福利計算ですぐ倍になるんですね。で、3,000万の家建てば6,000万の投資になると。それは10軒あれば6億になると。あんまりその家に対してそれほどのお金を使わなくとも、そういう応援をしてくれるがやったら何とか頑張ろうかという気持ちがそこへわいてきますので、そういう仕組みをですね私はお願いしたいと。

県にもね、その制度ございますがね。端的に言いまして、県のは少し使いにくいようなお話もお聞きしております。だから、今後県に対しては、もう少し使いやすいような決まりにしてもらえば、もっと高知県経済もですねGDPが上がるかなあ、こんなふう思うわけです。

そこでですね、そういったことを協議検討をしてですね、これ、ほかの行政分野については、何とか協議会とか、何とか審議会とかいうのは数多くありますけれども。この経済に対して、直接こういうことをやったらどうかというような会議をする場所がございませんので、これだけ極端に経済が落ち込んでおるところはですね、私は何とか皆さんの英知を結集して、そういう会議を立ち上げていただきたいと思うわけです。

町長が考えております新産業の分野についてもですね、そういった会議の中からですね一緒に話ししていく方が格段に前へ進むやせんろうかと思ひます。

このへんはいかがでございましょうか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは通告書に基づき、矢野議員の質問事項、経済対策についての、町内企業育成と継続性のある雇用確保のため、識者による対策会等を組織し、答えを導き出す等、住民要求に応えるべきと考えますが、姿勢を問います、のご質問にお答え致します。

企業育成や雇用の創出については議員から常に熱心なご質問いただいているところですが、町としても商工系金融融資制度、固定資産税や使用料の減免。また、重点分野雇用創出事業や、ふるさと雇用事業。それに、本年新たに起業支援型地域雇用創造事業などを活用した雇用対策など。また、町内の起業家さんからの相談や要望についても協議をしながら対応して、起業の育成や雇用の創出に取り組んでいる状況です。しかし、こうした努力をしていますが、ふるさと雇用事業や起業支援型地域雇用創造事業については、事業終了後も継続雇

用は期待できるものの、ご質問の継続性のある雇用の場の創出にまではなかなか至っていません。

そこで、町としては喫緊の課題として雇用の場の創出を図るべく、25年度当初予算に新事業として新産業創造事業を提案させていただきました。この新事業により継続的な雇用創出が早い時期にできるように、取り組みを早急に実施していきたいと計画しています。

以上のようなことで雇用対策の推進を考えており、ご質問の対策会等を組織しての検討については今のところは考えておりません。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

妙に取り付く島がなかったけど。

その総合振興計画の中にも出てくるように、雇用いうところが一番の課題でございますが。広く、僕は町内の英知を結集してやるべきであろうと思うんですが、今までですね、その雇用対策で四万十のハローワークの求人倍率が上がったというのは、国家予算を投入した緊急雇用なんかの予算を読み込んでいって上がってるんですね。決して、実力があってやっちょうわけないがですよ。だから、予算が切れたらおしまいと、こういうことなんですね。

だから、合併する前も、合併の後もそこが一番。一番先の、人が元気なところで言われておるんですが、その姿勢をね。今のままで行って、じゃあ、雇用が。求人とか、あるいはその雇用とかいう部分の数字が政府予算差っ引いたときにですね、これどうなるんですか。僕、下がると思うんですね、ガーンというばあ。国家経済もいつまでも続くわけじゃないんですよ、これ。だから、継続性のあることをしていただきたいわけですが。

室長、もう1回ですね、なんぞ展望の開けるようなお話いただけないでしょうか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

先ほどもお答え致しましたように、その今度新しくですね、新産業創造事業というのを全員協議会の中でもご説明を町長自らしたわけですがけれども。それを早急に取り組んでですね、雇用の場の確保に図っていききたいということを考えております。

そのこともあって、25年度から積極的にもうそこへ取り組んでいくというようなことですので、会を立ち上げてということとはちょっと今の状況では難しいといえますか、そこに集中させていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

もう終わりです。長いこと前においでる職員の方にお世話になりました。何かお別れが近付いておるといふ職員もいらっしゃるようでございますので、こんな町として弱ってきた状態にございますので。

（議長から「時間です」との発言あり）

今後ともまた力を貸していただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（山本久夫君）

これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、3時45分まで休憩します。

休憩 15時 27分

再開 15時 45分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、藤本岩義君。

9番（藤本岩義君）

それでは一般質問をさせていただきます。

本日、先ほどの矢野議員と一緒に議長以下4名の議員で佐賀中学校の卒業式、男子13、女子23、計36名の卒業式に参加をさせていただきました。そこで思ったことですが、この子どもたちが安心して黒潮町で生活できるということです。このことを願いながら質問をさせていただきます。

通告にも出しておりますように、津波浸水区域の居住者の方で、用地も仮契約をし新築を予定していたところ、3.31の津波想定を受け、仮契約は取り消したが、適当な用地もなく、悩んでいる方がいるというお話を聞きました。町は高台への住宅用地の造成計画、構想をやはり早く想定をして、設定をして、住民に知らせるべきではないでしょうか。

このことについては、先輩議員が何度か質問していることですし、一般通告書を提出した2月28日にも高知新聞の方で大きく報道、紙面でされておったと思います。その高知新聞には、県内沿岸津波予測地転出の動きと一面に大きく出されておりましたので分かっているかと思いますが、住民の方は住宅を建てることは一生に一度あるかないかのことです。この一大事業を行うに当たり、3.31の34.4メートルの津波高はショックであったということは容易に想像できます。

生まれ育った地区に、あるいはその近くの地域に生活の根拠を置きたいと、そんな住民の願いを町はどのように考えているのでしょうか。大津波に備える高台移転は、1つは地域の集落単位で高い場所に移るケース、2つ目が個人や企業が独自に高所に転居をするケース、3つ目が福祉施設など公的機関が高所に移るケースに大別されているようですが、現在黒潮町では3つ目の黒潮消防と本庁舎は移転が決まっています。第2次黒潮町南海地震津波防災計画の基本的な考え方、15の指針によると、6番目の指針に安全な住宅地の形成についてとして、地元住民の意向を踏まえながら長期計画を定め、段階的に高台や浸水区域外の中山間地域へ新たな住宅形成を目指すとありますが、今、震災前過疎の危惧（きぐ）が強まっているとき、長期的な集団移転を待てずに、個人的に悩んでいる住民の対策も、2番目の個人や企業が独自に高所に移転するケースとして急ぐべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では藤本議員の一般質問1番目、震災対策について。その1の、高台への住宅用地造成計画構想を早く制定して、住民に知らせるべきではないかというご質問にお答えしたいと思います。

高台移転の具体的な件、事業的なスキームにつきましては、1つは防災集団移転促進事業、2つ目が土地区画整備事業、そして3つ目が漁業集落環境整備事業、そして4つ目として崖地近接等危険住宅移転事業、5つ目に都市再生整備計画事業、いわゆるまちづくり交付金事業でございますけれど、これらが事業スキームとして利用することができます。議員ご指摘のように、大変な大きな課題であると思っております。そしてこれらの

事業につきましては、それぞれの事業にメリットとデメリットがございまして、現在今国会で提案される見込みの南海トラフ巨大地震特措法の制定の動きを注視しながら、国および県からの情報収集に努めて、どのスキームが適切であるか検討していきたいと思っております。

黒潮町では今議員おっしゃられましたとおり、今年の1月に取りまとめました第2次黒潮町南海地震津波防災計画の基本的な考え方の中で、おっしゃられたように6番目の指針として、高台移転につきましては地元住民の意向を踏まえて長期計画を定め、段階的に高台や内陸部に新たな住宅地の形成を目指すという大枠の方針を示していますが、まずある一定の事業スキームを定めないと、具体的な住宅用地造成計画構想を住民の方に知らせすることはなかなかできにくいと今考えているところでございます。

第2次黒潮町南海地震津波防災計画の基本的な考え方の中では、平成29年度までを高台移転を組む抜本的な津波防災対策にかんする土地利用計画策定と、住民の合意形成の期間と考えております。そういうような計画で進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

計画の方はですね、ある程度承知はしておりますが、先ほども言いましたように、そういう計画を待てないというか、ちょうど家を建て替える方、あるいは結婚されて早く住居が欲しい方。そういう方がですね、地元の所、黒潮町の中にですね、生活の根拠を求めたいけれどもできないという現実が現在あるというふうに聞いてます。確かに大きなその集団移転とか、そういう計画等でなくてもですね、ある一定その住宅の、佐賀地域大方地域の付近にですね、土地があればそこに水道を引く計画とか、そういうもの含めてですね早めに計画ができないものかなあと思うがです。まあ、補助事業で大きなものをやることも当然長期計画では大事ですが、現実的に今困っておる方たちを救うために、しかも津波の来ない所に、浸水区域外の所に用地が構えられないかなと思うがです。

例えばですよ、例えば黒潮町の特に佐賀の方しか私は分かりませんが、伊与喜の小学校の後ろから伊与喜の保育所付近にはですね、塩漬けの土地がございまして。前は農村工業導入用地として購入してですね、若干虫食いはありますが、結構広い土地があります。こういう所をですね移転の予定地ということで早めに指定してですね、事業の取り入れは後でもいいと思うんですが、一部まだ利用できる所があればですね、そこに早くから希望する人にあっせんするとかですね、そういうのも取れると思いますし。もう1つは、消防署の予定地にどうかと前に提案した、旧佐賀のとき購入しました国道縁に1万平米ぐらいの土地がございまして。ちょうどそこは、その前の国道はですね、国道に寄り添ってますが、そこは国道の高さは海拔といいますか、32メートルあるようです。ほんで高さも十分ありますし、水も来ておるようですが。

その付近をですね早めにこう、大きな計画じゃなくてもいいと思うんですが、そういう所の用地、塩漬けになっている用地でもいいですが、その周辺に計画をしていくということであればですね、そこに移っていく住民の方も、後になってそこに集団移転してくるということが分かっておればですね、非常に安心しておれるのではないかなと思うんですが。

そういう用地を遊ばしておりますので、今このときにですねやっぱり活用すべきではないかなと思うがです。いかがですか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

じゃあ、藤本議員の2回目の質問にお答えしたいと思います。

町としてもですね、今藤本議員がご指摘されたように、今家を建てろうとしてる方、非常に津波浸水予測がですね厳しかった当町においてははですね、非常に悩んでおる状況というのは聞き知っておるところでございます。

それで町としても、先ほど抜本的な対策については今ご回答したとおりでございますけれど、早急な対応が必要であるということは認識しております。ただ、どういうふうな事業スキーム、あるいは現在、今まで計画してきた土地利用がですね、手続きを追って計画変更なりしていくのができないとなかなか困難だと思っておりますけれど。

遊休用地も含めて、早急な対応がどのようにできるか検討していきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひですね、そういう遊休用地、特に農村工業導入用地ももう既に外してますので、本当、普通財産になっておるんじゃないかと思いますが。あるいは、その伊与喜であれば保育所の用地ですね。旧伊与喜保育所。これは活用計画がもしないとすればですね、あこには結構敷地的な広いものがありますし、水道も電気も行ってますので、そういう所を分譲するとかですねいう方法も早急に考えれると思うんですよ。ほんで緊急的な部分をどうするか、長期的なもんをどうするかということをお急いでですねやっぱり検討すべきじゃないかなと。

まあ高知新聞の一面に載っておりましたように、震災過疎というのが出てきておりますので、これがですね進んでいきますとですね、長期計画で住宅を造る団地を造った、あるいは集団移転するところは出来上がってもですね、そこに移る人がおらんということになってくる可能性があるんですよ。特に一人減ればですね、地方交付税も減ってきますし、このことを考えると早急にですね対策する必要があるんじゃないかなと。本当に長期でやる分と、短期で、もうこの避難道造ると同じくですね、避難道造ると同じくスピードアップしてですねやっていく。そこに用地があるがですから。せめてそういう所でどうかというような町の考え方を住民に示す、その付近が大事であろうと思っておりますので、再度お答え願いたいと思っております。

震災過疎であれば、当然過疎対策の最も大事なところであると思っておりますので、過疎をはめるとかですねそういう方法でやっていけば費用の方もですね、ある程度軽減されるのではないかなと思うんですが。

まずフラットな土地があればですね、そこを先利用するというような方向性を早く作っていくことが大事じゃないでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

ぜひご理解いただきたいのはですね、まず基本的な考え方、これ実は内部向けの資料でございまして、これから防災施策、あるいはそれに関連するさまざまな施策を進めていく上でですね、ある柱がないと何事も決定ができないと。まずこういうことでございます。

それからもう1つ。現在のその労力を考えたときに、この宅地造成、もちろんこれは防災でのお話ではございませんけれども、宅地造成の計画策定あるいは実行に対して割ける労力がまず確保できないということがまず第一でございます。そういった中で、まず命を確保する施策を遂行していくというのが、これまでずっと議会で答弁させていただいたとおりでございます。

そして、その短期的なというところでございます。当然分けて考える必要があろうかと思っております。しかしながら、これまでもこれも繰り返しの答弁になりますが、私たちと致しましては、できる限り高台を造成することが目的ではなくて、そこへの移転促進、この推進エンジンがどこにあるのかということをやっとこの1年学んできたところでございます。それはやはり最終的には個人の負担、この軽減によるものであろうと、そのように認識しているところでございます。

そしてタイミングのお話でございます。先ほど防災課長も申し上げましたが、今月末に国会の方に南海トラフの特措法方が議員立法で提案される予定となっております。その中には、この防災のための集団移転促進事業に係る国の財政支援にかんする特別措置法、これの強力バージョン、これが盛り込まれることになってございます。今、修正しているようでございますので、現在の法案がそのまま出るとは分かりませんが、かなり似通ったものが出ると、そのように認識しているところでございます。まず、それを見比べる必要があると思っております。つまりテーブルの上に選択肢としてすべて並べておいて、それから有利な事業をしっかりと選択していくと。まずこの作業が必要であり、そして、その作業をするまでにまだ2年も3年もかかりますという話ではなくて、今国会に出るわけでございますから、少なくとも夏ぐらいには結果が出ると、そのように考えてございますので、それからでもよろしいかと、そのように判断しているところでございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

きただけ早くですね、その付近の計画を示しながら場所的なもんも示していただくと、住民の方も、まあ、それぐらいの間だったら待ってみようかと。取りあえず急ぐ宅地であってもですね、その間アパートとか借家とかで済ましてしばらく待ってみようかということになると思いますが。長期計画で、長い計画の中でいくとなるとちょっと大変だろうと。ほんで、急ぐ方についてはそういう形で対応できるのであれば、今後も早く検討していただきたいと思っております。

これで1番は終わります。

続いて2番目ですが、黒潮町で65歳以上の一人暮らし、また65歳以上の高齢者だけの世帯は何世帯あるのでしょうか。一人暮らしの高齢者などで将来に不安を感じている方が安心して生活を送れるお守り、救急医療キットの設置はできないかという質問です。

ちょっとすいません。その現品がこれです。これ、先だって吉田町の方にお願ひしまして着払いで送っていただきましたが、実際には着払いというか、現品よりか着払いの方が高かったですが。まあ、無理言うて送っていただきました。これが現品でございます。A3の用紙が入るようになってます。まあ、見てもらわんとなかなか分からんと思うて取り寄せましたが。

これは昨年10月にですね、議会視察で静岡県の吉田町に行ったときに説明を受けた中で、経費も少なく、黒潮町でもすぐに取り入れたら、震災時にはもちろんのこと、他の災害でも、日常でも安心感を与えられる取り組みではないかと感じました。この救急医療情報キットはかかりつけ医の情報や、あるいは持病などの医療情報、薬剤情報提供書の写し、診療券、保険証の写し、本人の写真など、情報を専用のこの容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万が一のときに救急事態に備えるための道具でございます。持病や服薬等の医療情報を確認することで、適切で迅速な処置が行われること、また緊急連絡先の把握により、救急情報シートなどない情報や、その収集や身内などのいち早い協力が得られると思っております。設置を考えてはいかがでしょうか。

これは中にですね、まだ1つこれを蓋を開けますと、こんなシールがございます。これはマグネットですの

で冷蔵庫にびたりとひっついて、これが張ってある冷蔵庫にはこれが入っていると、この物が入っているとということです。ただしこれを有効活用するには、消防署や所管課の方、これは共有に情報を持ってないといけませんので、現在作られておる高齢者何とかシステムというのがあったと思うんですが、そのシステムの中にもその記載をしておいてですね、消防署の方にもこれを置いてる所のデータを送っておくということで、非常にこの救急活動もできますし、一人暮らしの高齢者の方が安心しておられるお守りという程度のものかも分かりませんが、非常に有効であろうと思います。なぜ冷蔵庫にはめるかといいますと、まず、ほとんどの家庭に冷蔵庫があると、で、冷蔵庫がある場所は寝室とかそういうところにある場合もあると思うんですけども、通常は炊事場の方にあるということで、位置確認も早くできるということです。

吉田町に先日伺いますと、1,300セットで40万2,360円であったと伺ってます。約1セット310円でこの安心感が買えますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは通告書に基づき、藤本議員の一般質問、震災対策についてのうち、2番の高齢者のみの世帯の状況と緊急医療情報キットの設置についてお答えします。

まず、一人暮らしの世帯および高齢者のみの世帯数についてお答えします。平成25年3月1日現在の住民基本台帳のデータの集計では、高齢者の独り暮らし世帯については、佐賀地域329世帯、大方地域961世帯で、合計1,290世帯が独り暮らしとして登録されております。また高齢者のみの世帯は、佐賀地域223、大方地域602となっており、黒潮町全体では825の集計結果となっております。

次に、緊急医療情報キットを一人暮らしおよび高齢者のみの世帯に設置できないかのご提案をいただいたところですが、議員も先ほどおっしゃっていただいておりますように、黒潮町では現在、日常生活の見守り支援や災害発生時における救護活動に役立てるため、民生児童委員にご協力をいただき、黒潮町要援護者台帳の取り組みを行っているところです。この取り組みの中で同意をいただき台帳に登録されました方につきましては、災害に遭遇したときや救急医療などが必要となったときに迅速に情報収集ができるためのものとして、くろしお安心カードほっとらいんという、A4サイズを2つ折りにしたカードを配布しております。このくろしお安心カードほっとらいんは、名前や住所はもちろん、生年月日、血液型、緊急時の連絡先、また、かかりつけの病院などの情報を記載することができるものです。ファスナー付きでつり下げ用のひもの付いた透明なケースに入れて民生児童委員などを通じてお届けをし、宅内の目立つ場所に保管するようお願いしております。

藤本議員と同じように現品を持ってまいりましたので、ご覧下さい。こういうものです。こういうつり下げの。このくろしお安心カードにつきましては、議員から提案がありました救急医療情報キットと、ほぼ同等の機能があるものと考えております。つきましては、藤本議員の提案は大変ありがたいところではあります。現段階ではこの要援護者台帳の取り組み、およびくろしお安心カードほっとらいんの取り組みを継続させていただき、緊急時や災害時の情報収集などに活用できるよう取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義議員）

現在取り組みされておる部分を報告していただきましたが、その入れ物というのは私は見たことがないがで

す。ホームページも見ましたがございません。でも吉田町あたりはこの付近をですね、全世帯に分かるようにこういうパンフレットも配ってですね、各住民にお知らせをしているんですよ。なおかつ、それをつり下げ場所はどこへ下げると見やすいとこということで特定されてないでしょう。で、緊急時にはですねそれがなかなか分からんがです。だんだんつり下げおる上に電話帳下げたりいろいろなもん下げっていきますので、普段使わんやつはだんだん後になっていきます。

これの特徴はですね、冷蔵庫にはめるところに特徴があるがですよ。吉田町らもいろいろやりよったようですよ、一番分かりやすい、誰が行ってもそこにはめておるというのを町民が、あるいは救急隊員が、あるいは家族の者が、隣の人が、このことを認識さえしていただければ、冷蔵庫というのはまあ先ほど言いましたように、炊事場なら炊事場にあるし、なおかつこの丸いシールを冷蔵庫の上に貼っておるから、この冷蔵庫の中にはこれがあるということが分かるんですよ。この袋を、例えば皆さんが行かれてですね、どこにあるかすつと分かりますか。分からんと思うがですよ、なかなか。見やすい所へ下げてくださいだけでは。だから吉田町あたりはですね、あるいは何カ所もやっておる所あるそうです、これは。だから冷蔵庫という所に行き着いたんですよ。ただ冷蔵庫の中にはめるところはですね、湿気とかそういうものが来ていなくなりますので、こういう密閉型のA3が入る入れ物で目立つようにしてこれをはめておくという作業をしちゅうがです。町がそのことを準備しておればですね、この入れ物を買えばもう事済む話です。そんな高いもんじゃないです。そして助かる命も助かりますし、先ほど言った、私が言った医療情報が全部あるかも分かりません。けど薬の中にはいろいろ、転倒したときには出血が早くなるとかですね、そんな薬も入ってますので、救急隊が行ったときにどういう処置をせないかんかということもすぐ分かると思いますし。そういうものをこの中にはめておってですね、誰が行ってもこれを取り出せるということにしておけばですね、いいと思います。ただ津波が来て流されたらそら分からんですけど、それ以外にも非常にこの活用性もあるし、保管場所を住民が、救急隊員が、そこへ駆け込んでいけるというところが違うがですよ。なおかつ値段は安い、310円です。もっと安いところがあるかも分かりません。だからやる気であればですね、それぐらいは。そんな経費はなくて、住民が安心ができるということになってきます。その袋は多分、皆さん出掛けて掛けちゅうとどこにある、Aさんの所はどこにある、いうが分かってますか。分かってないからこういうものが、国内でもどんどん採用されていきようがですよ。作っておられる方よく分かってますが、その一歩上をいってるわけですから。

対応できませんか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

ほつとらいんの表面には、消防署であったり警察署、役場などの連絡先を記入しております。その関係もありますので、これを保管する場所としては、電話機の近くが好ましいものと考えております。

ただ、藤本議員がおっしゃいましたように、服薬内容や持病、アレルギーなどに対しては記載項目がありません。ただ、フリースペースとしてメモ欄を用意しております。で、このくろしお安心カードのメリットとしましては、要援護者台帳に登録された方に対してお送りしますので、要援護者台帳のシステムの情報を印刷してお渡ししております。個人が記入するものではありません。基本的に登録された内容を印刷してお渡ししているというメリットはございますので、このまま要援護者台帳の取り組みを継続していきたいと考えております。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

要援護者台帳の取り組みは大いに結構なんです。結構ですが、私が今言いゆうことは、これを実際に活用する現場での話ながです。そのコピーもいいわけですよ、これはめていったら。置いちよったら一番いいわけ。私は、現場でどう動くかの話ながです。それをもしやっちゃってですね、どんな形で動くパターンを考えられてるんですか。

これは救急車が行ったらですね、あるいはそこで住民の方とか助けに行く方が行ったときに冷蔵庫へ一番先に行きますよ。今言いよったように、電話帳のところに置いちゅういうても置いちよらんともあります。それは確認されてるんですか。この付近をやっぱりきちっと考えて、今作ったものも結構なんです。それを整理しておくという考え方を言いようがです。これはこれが100パーセントとは言いませんが、この中に入っておればですね一番目立つ所やし、分かる。誰が行っても分かることなんです。それで先ほど言いよったその薬のお薬手帳というのがあるんですが、その中にどういう薬で、何の目的で、というのが記載されてるんですよ。どういう薬の種類で、この薬はどんな副作用があって、どんな作用がしゅうかということが記載されてるんですよ。その写しをこれへはめておればですね、救急隊員が見ればすぐ分かります。あ、この人はこの薬を飲んじよったらちょっと危険性があるとか。けがをしたときに出血しゅうけど止まらんとか、分かるがです。ほいたら大量出血になるというのが分かってくるがです。だからそういう情報も入ってないとなれば、それらもはめてですね、ただしそれは本人の承諾が要ります。本人でなければ、家族の方の承諾がいると思うんですが。そういうものはめてほしいがです。今の袋の中にはそんなもの入ってないということですので、ぜひはめてですね、まあ袋からこれに移転するまでの間は袋でもいいかも分かりませんが。

少のうても住民の方が、こういうチラシやホームページとかで、あるいは遠くにおる家族がですね、こういうものを見て、そういう袋があるいはどこっちゃに載ってませんので、私は知りません。知ってますか。多分課長らでも知っちゃう人おるろうか。そんながあるいうがを。僕は初めて聞きましたけど。その付近が十分でないわけですから。だからこれ、そんなに経費は掛りませんきやってもろうたらいいと思うんですが。

再度聞きますが、やる気はないですか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

まず周知がされてない、どこに保管されちようか議員も知らなかったっていうお話ながですが。

1点、そのプライバシーというか、あまり周知をしておく悪用される可能性もあるというところが1点あるかと思えます。それと、議員が問題とされておるところが保管場所の問題と、同封するものの周知の問題だと思えます。

まず、保管場所についてはご指摘のように、宅内の目立つ場所に設置をしてほしいということをお願いをして、具体的な場所についてはお願いをしておりませんでした。それと同封するものにつきましても、これを入れてくださいとかいうお願いはしておらなかったようです。つきましては、今まで700いくつぐらい配っている関係もありまして、このままこのケースに入れて保管するという方向で保管する場所、または同封するものなんかを検討しまして、またそのへんについては要援護者台帳に登録されちよう皆さん、および警察、消防等に周知するように努めてまいりたいと思えます。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番 (藤本岩義君)

あのね、今言いつた袋の中にはめると非常に、先ほど言ったプライバシーの問題からも言うてもですね、ぱっと外に出ちゅうとですね問題があると思うんですよ。ある程度問題があると思うがです。冷蔵庫の中にはめちよくと、冷蔵庫開けてまで見るというのはあんまり少ないと思いますし、目に付く所でも同じ目に付き方でも、冷蔵庫の中がやっぱり安全やと思います。

今そのことをやっておられないということですので、今言うてもすつとはできんかも分かりませんが、そんなに経費が掛かるわけじゃないですので、その袋の中身をすつと移せば、いとも簡単にできます。金額的にも安いわけですから。それはやはり検討する余地があると思うんですけど。

全然もう検討する余地もないですか。

議長 (山本久夫君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

まず、これまでの取り組みをご理解いただいて、実は平成 26 年度に医療救護計画を策定する予定として取り組むように考えております。医療救護情報キットにつきましては、その中で検討さしていただいて、今までの取り組みとどうなのか、メリットデメリットをしっかりと検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長 (山本久夫君)

藤本君。

9 番 (藤本岩義君)

それでは、しっかりと検討していただきたいと思います。後で参考までに差し上げますので。

続いて、町有財産の活用促進についてですが。

2011 年の 12 月議会で、町内算出の木材を活用し、町内の大工さんに住宅などの建築依頼をする場合、補助金が出せないかと質問を致しました。その際、近隣市町村の利活用や林業関係者、森林組合と協議をしたり、財政状況を踏まえて調査研究するとの答弁であったと思いますが、方向性はできましたでしょうか。

昨年暮れに、入野のあるお店で、建築関係のお仕事をされている方からも伺ったのですが、前には四万十市の方からも仕事の以来があったが、四万十市でもこの制度ができてから、黒潮町内の業者は見積もりさえできなくなった。同じ建物ができて補助がもらえる市内の業者にどうしてもなると。ますます仕事が無くなっていく。町は仕事保障と町産材の販路確保に努力すべきではないかという話がございまして、前回こういう質問をしておるとい話をしておりましたが、再度お伺いしたいと思います。

またこれには、今、津波で問題になっております。先ほどもちょっと話しましたが、津波浸水区域の方が浸水区域外に新築される場合に、これプラスアルファをすれば、より効果的に移転も少しは早まっていくのではないかと思います。いかかでしょうか。

議長 (山本久夫君)

海洋森林課長。

海洋森林課長 (浜田仁司君)

藤本議員の町有財産の活用促進についてお答えします。

黒潮町としても町産材の利用につきましては、平成 24 年 11 月 11 日、山の日に四万十市高山寺で幡多地域の 6 カ町村が木材利用推進方針を策定し、運用開始を一斉に宣言したところです。内容は、公共建築施設や公共

土木工事へ木材の利用の推進を図ることで。

23年度黒潮町内の使用量を見ますと、町発注の公共土木工事における木製型枠として20立米、佐賀中学校校舎体育館の壁、床の内装代として154平米を使用しております。町産材利用のメリットとしては、町内の木材産業、森林組合、製材所、工務店、大工等の活性化と雇用創出ができるということ。2点目として町内の定住が促進されるということです。

町内の木材の生産状況、過去5年間森林組合で見ますと、用材として2,300立米が生産されております。また、町内には製材所が1軒あり、乾燥まで行えます。近隣市町村では、地域産材の利用促進事業として、四万十市、四万十町で一戸あたり上限150万円の補助金を出しており、24年度はそれぞれの市、町で30件、3,915万4,000円。四万十町では20件、2,555万8,000円の補助を行い、林業等の活性化を図っておるようです。なお財源としては、両市、町とも社会資本整備総合交付金を一部充てているようです。

課題としては、景気や地震津波対策として町内で住宅建設の需要がどれだけあるかということです。特に今議員が申しましたように、津波対策、高台移転については効果的と考えておりますが、町としての誘導策が必要で、先ほど言いましたように、町内で勉強会が始まったばかりであることや、制度の見極めも必要と考えますので、少し時間がかかろうかと考えております。2点目としては、木材の品質や価格による動向。3点目が町産材としての認定方向。4番目として、乾燥木材の保管場所。5番目、関係者と連携した建築の施工や供給体制が考えられます。

それで森林組合と協議したところ、保管場所、供給体制、使用材が問題となるのではないかとのことでした。特に使用材については、町内材は若齢林、40年生以下が多く、構造材となる60年から80年生が少ないので、要望に応えることができるのか。また、関係者で構成する協議会で話し合ってはどうか等の意見が出されております。

まあ全体としての結論ですが、喫緊の課題として、現在の膨大な防災対策を抱え、総予算の枠組みの中で検討していこうと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

調査研究はされておったようですが。

この3月の7日の商工会の方にちょっとお尋ねしまして、この建築業といいますか、住宅を建てる方がどれぐらいおるんだろうと思って聞きましたら、会員になっておる方以外も含です、大工さんが48名、左官さんが7名、電工さんが9名、サッシとかが3名、その他22名で、計89の事業者がおられるということでした。今産業振興とか、そのいろいろで仕事保障ということをやっておられますが、やはり現存しておる、そういう職を持った人たちが仕事がない。なおかつ、両町に今まで行って外貨を稼ぎよった大工さんたちが、そのことができないという状況が陥ってですね、両脇にもう挟まれた状態になってるんですよ。

確かに産材というのは少ないかも分かりませんが、前に課長が答弁したように、品質も悪いかも分かりません。悪いなら悪いで使う所があると思うんです。100パーセント使うとかいうことを言いゆわけじゃなくて、まあそういう仕事保障も兼ねてですね、町内のそういう事業者の方が活性化するようにやっぱり考えていくべきじゃないかなと。現在、緊急雇用対策で何か70人か80人くらいの方が雇用されておるとい話を先だって聞きましたけども、それに匹敵するぐらいこの建築業者もおるんですよ。この付近にもですね、やはり仕事保障も含めてこればあ冷え切ったときですので、ただ産材というだけじゃなくてですね、こういう建物に特化

した考え方というのは早くしないとですね、こういう大工さんの墨付けの技術やそういうものもなくなってきてるんですよ。跡継ぎがない関係で。もうこの状態やとますます寂れていきますので。先ほど矢野議員の質問の最後の方にもありましたように、交付税措置もあると思いますし。そこら付近ももうちょっと、きちっと調べてですね、町の財源も持ち出しも少ない方もあると思うんですよ。そこをですね、やっぱり考えていくべきじゃないかな。

確かに、避難とかタワーとかそういうものを造っていかないかんことは十分承知してますが、そこだけに目を取られておりゆうとですね、後ろを振り向いたときに、地域のそういう産業とかそういう就労されてる方がもう何ともなくなっておるとい状況になったときにはね、大変だと思います。もう隣の町ができておることですから、同じように津波対策もやってますけど、できておることですから。

ぜひこの付近は取り組みをやっていただいて、今言いよったように、両町では2,500万とか3,900万とかいう予算化がされてですね、やられておるわけです。これに地元の大工さんが太刀打ちするというのはできませんので。

ぜひ、もうちょっと積極的に取り組む考えはございませんか。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

先ほどの答弁の中で、後段の中で私が言いましたように、構造材となる60年から80年生の木が少ないということですので、今議員がおっしゃるように、ほかの手立てがないかということですので、内装材とか床材ですね、そういう間伐材を利用した方法も一つにはあろうかと思います。そういう豊かな四万十市、四万十町と比べてそういう材が少ないということですので、そこらへんを考えてみたいと思うということと、提案がありましたように、森林組合がありましたように、関係者で構成する会ということで、再度もう1回、そういう関係者を集めて意見を聞いていきたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

関係者となおまた話を詰めていくということですので、ぜひですね、そのことは本当に困っている方がおりますし、仕事保障じゃいうても、こういう既設の仕事を持つての方の保障も大事だと思うんですよ。やはり町はそういう方たちの仕事保障もできるわけですので。ぜひ早急に協議会なりを立ち上げていただいて、方向性をやっぱり町内の建築業者の方に示してほしいと思いますので、なお検討をよろしくお願いします。

続いて、町道の管理ですが。

毎年梅雨時になりますと、町道に樹木とか草木が垂れ下がって、マイクロバスやワゴン車などに当たるのをよく見かけます。主要町道の草刈りは手の届く範囲はきれいに刈り取りがなされていますが、垂れ下がった木々の枝や雑草はそのままの場合が多いのではないのでしょうか。年に一度ぐらい、高所作業車等をリースしていただいてですね、町道の点検、または対策をする考えはありませんでしょうか。

道路法30条および道路構造令の12条では、道路を安全に通行するため、車道の上空4.5メートル、歩道の上2.5メートルの範囲に通行の障害となるもの、樹木や看板などは置いてはならないと確か規定されておると思いますが。これに完全に引っ掛かる部分が結構見受けられますので、対策等について考えておられるか。

お伺いします。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

それでは、藤本議員の町道の管理についてお答えをします。

町道の除草作業につきましては、議員もご指摘のとおり、町内33集落、業務委託と、そして町で雇用している作業員さんで対応してございますけれども、ご存じのように管理延長も長くて、基本的に2回の除草作業ということでお願いをしているところでございます。とりわけ夏場は雑草の成長も早くて、加えて、近年は小さな雨でものり面が崩壊してしまうようなこともございまして、特に通行規制が発生するようなときには、緊急を要しますので、このような場合には、作業員さんによる崩土の取り除きも実施しているところでございます。

ご質問で、毎年梅雨時になると樹木などが垂れ下がり、マイクロバスやワゴン車など当たるのをよく見かけるとのことです。まちづくり課でも、作業員さんにも年間を通して一定、高枝切りを行ってございます。その対策も取られているというふうに分かるようには認識しているところでございますけれども、もしも高枝切りを一度もやっていなければ、町内の随所で、藤本議員がおっしゃるような事態が頻繁に起っているということになります。しかしながら、よく見かけるとのことです。まだまだ不十分な点も多いかと思えます。

対策はできないかということでございます。雨天に集中して道路パトロールを行い、作業を行えばもう少し改善もできようかと、そのように考えているところでございます。

藤本議員におかれまして、再々お見かけする場所もあるようでございます。ぜひともその場所を土木係までご一報くだされば、私どもの方でまた対処をしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

現在やっておられるということで安心はしましたが、また見かけたら、その場で連絡をするようにします。

上に垂れ下がっている木ばかりじゃなくですね、先ほどの4.5メートル、歩道の所の2.5メートルというのは、道路構造上承知はされておると思うんですが。

例えば、1点だけ申し上げますと、佐賀支所の川側に現在町道、堤（つつみ）をちょっと改良して広げた町道がございます。道がございます。そこに、公園に植えてる枝はですね、町道の方にはみ出してきております。庭木等がはみ出した部分もあります。これはほかの所の、団地とかそんなところ行っても、結構町道にはみ出してきてる分があるんじゃないかなと思います。この付近をですね、もうちょっと見ていただいて、点検していただくことも大事でしょうし。それから、各地区に依頼をしてですね、私などの集落の所にもハラバタ線とかそういうのは地元で年に3回ぐらい刈ってるんじゃないかと思いますが。それでも高い所はなかなか難しいですので、軽トラ置いて草刈り機でやったりすると非常に危険ですので、無理をしながらやってる分もあります。その所にも、特に竹などの場合はですね、下を刈れば刈るほど上から垂れてきます。傾いてきます。この付近をですね、根本的に直すにはもうちょっと切らなくてはいけないと思っておりますが、まあ個人所有の部分もあると思っております。

よその町村はですね、その生垣とかそういうものに対してはですね、こんなパンフレットを配っておる町村もあるがですよ。道路へのはみ出しは危険です、あなたの庭木は大丈夫ですか。このことによって、庭木とかそんなもんが出てきちゃうことによって、車とかそういう事故があった場合には、賠償責任を負わされること

がありますよというお知らせとかチラシで協力を願うちゅう所もあるようですが。この付近も、一度も私も見たことはありません。そんな依頼が来たこともないわけですが。やはり町だけでは難しいところも、先ほど言ったようにあると思います。

で、その付近も含めてですね、一度そのまちづくり課、建設課、両課で協議もしていただいて、パトロールも大いに結構ですが、やっていただいてですね、そういうお願いも全町的にするとか、ホームページに載せるとか、そういう方法ですね、せっかくできて道路が広く使えるように、対策は考えていただかないと。そういう樹木がおったりですね、そのことをよけるためにハンドルを誤ってですね、事故を起こした場合には、当然管理者である町が責任を及ぶ場合もありますので、今のところはそういうことはないようですが。

早いうちにですね、そういう対策とかそういう方法を考えていただくことはできますでしょうかね。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

お答えします。

ただ今、いいアドバイスをいただきましたので、議員がご持参されているチラシ等も参考にしながら、今後取り組みをやってまいりたいと思います。

また、先ほど申しました雨の日のパトロールですけれども。雨の日に一度に、その黒潮町内をすべて回るということも不可能なわけでございます。加えて、まちづくり課や建設課では、これから緊急防災対策とかで多忙を極めてまいります。できれば集落単位での見回りとか、そして、高枝切りをしなければならない場所等、先ほども申しましたけれど、ご一報くださいましての作業員さんでの対応ということも考えていきたいと思っております。

また、作業員さんには作業日誌を1週間に一度提出をしていただいて、その中で高枝切りをやった場所等も残してございます。過去の実施した場所等も見ながら、時期を見て切っていくようなことも取り組みたいと、そのように考えてございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

本日の会議は延長します。

藤本君。

9番（藤本岩義君）

それでは、そういう対応をよろしく願います。後でこのパンフレットも差し上げますので。

次は、情報基盤整備についてですが。これは私が何度も質問しておることですので、もう承知のことと思いますが。昨年の12月にも質問しました。

24年度も今月で終わりです。あと少しで終わりですが、12月議会で答弁のあったように、民放4局目の放送は開始できるのでしょうか。まだずっと間に合万ののであれば、再送信の手続きに時間がかかるとしたらですね、時間限定あたりで試験放送などもできないか。

お尋ねします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、ただ今の藤本議員の一般質問、情報基盤整備についてお答えします。

1 番目のご質問で、民放 4 局目の放送は開始できないのか。また、時間限定で試験放送ができないかというご質問でございますが、この件にかんしましては、藤本議員今おっしゃられましたように、12 月議会でもご質問がございました。

その後日程調整をする中で、2 月 13 日水曜日でございますけれど、愛媛朝日テレビおよび四国総合通信局を訪問して、今後の予定を打ち合わせをさせていただきました。そして一昨日でございますけれど、3 月 13 日水曜日にも愛媛朝日テレビを訪問致しました。その際、両隣の町で既に視聴実態があり、そのような環境に挟まれてなぜ当町だけが視聴できないのかという素朴な疑問が住民に増え、議会からも度々質問を受けているということ。それからですね、さらに昨年の 3 月 31 日以降、当町は 34 メートルの津波被害を受ける町として防災対策という観点からも、在高民放および NHK からの放送波につきましては、土佐清水市布の葛籠山から受信をしており、大規模災害の場合、それらへの電力供給が絶たれる懸念があると。愛媛朝日テレビの場合は、宇和島からの受信でありますので、それに比べて対災害性は強いと思われる点を強調して要望してきました。

また、国が現在進めている情報コモンズの仕組み。これは自治体からの情報を各メディアが同時に受け取り、国民に周知を行う統一的な仕組みでございますけれど、これが本格化してくる中で、テレビを使った災害時の情報提供はさらに重要度を増してくるなどを説明してきたところでございます。そういうふうな説明で再放送同意のお願いをして来ました。

試験放送につきましてもお願いをしてきましたけれど、愛媛朝日テレビの考え方としては、試験放送を流すということは事実上同意をしたことになるのでということで、慎重なスタンスでありました。

今後の予定と致しましては、来週早々に在高の民放へ、黒潮町から愛媛朝日テレビに対し近く再放送同意申請を行うこと、そして同意許可に対して容認をいただきたいという内容の要請文書を送付致します。そして、3 月最後の週になりますけれど、愛媛朝日テレビを再々度訪問し、さらに具体的な要請をさせていただきたいと思っております。このような日程で今詰めてるところでございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

今回は少し前向きに、積極的に活動していただいております。まあ、それでもまだいきませんか。前は 3 月中にいらしたら、別の方法を考えるということですので。まだ 3 月の末まで来てませんが、もう残り半分しかございませんので。よほど腹に決めて交渉していかないと、難しい部分もあると思います。

住民の方はいつかいつかと、また日延べかということで待たれております。一応この前の 12 月では、3 月ということでしたので。せめて少し早めに試験放送でも流せればいいかなと思って質問さしてもらいました。ただ相手がありますので、許可が下りなければできませんが、積極的に働きかけてですね、住民に約束した 3 月末までにめどをつけるように、やはり積極的に取り組んでいただくしかございません。それはもう、そういう取り組んでおられるということでした承しますが。

それまでにですね、町として準備しておくこととして、私は今、情報通信設備利活用指導員というのを雇っておられてですね、各世帯を回られておると思うんですが。この際ですね、町の方ととして、担当の方にもだいたい前に言ったんですが、再放送のときのチャンネルをもう既に指定しておればですね、テストパターンやカラーバーの送信をしておればですよ、訪問したときにそのチャンネル設定をしておけば、放送が開始になったり、あるいは試験放送をしたときにですね、すぐ映るわけですよ。これをしてないとですね、また町の方ですね、どうやってやるということがたくさん出てくるようになってくると思います。せつかく今、その何名かの

方が各家庭を回られておると思いますので、この付近は流すことはひとつも問題ありませんので。朝日放送に関係ございませんので、それを流す。そして、その家庭へもうていったときにですね、そのチャンネル設定をしてあげれば、特に高齢の方などは喜ばれるのではないかなと思います。

この前、伴太郎へ行ったときにですね、おばあさんの方が放送はうちは見えん。隣の人のとこへ行ったらそういう話があるけど、うちには映らんということでしたので。ちょっと上がらしてもろうて見たら、設定してなかっただけのことでした。それで喜んでおりましたけども。

そういうことがないようにするためには、早めにこういう対策を。せっかく今、そういう利活用指導員が行ってますので、その設定をする考えはないかなと思いますが。

いかがですか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員の再質問にお答え致します。

議員おっしゃられるとおりにですね、事前にチャンネル設定をしておきたいのは、私どももやまやまでございます。今ちょうど相談員利活用の相談員が各地域を回っておるわけですけれど。ただですね、これカラーバーを出すにしても、もう1つは、今 IWK は1つの自主放送のチャンネルの許可を取っておるわけですけれど、カラーバーのチャンネルのところを設定するにはですね、もう1つの自主放送の許可を取らなければなりません。それはまず今までの他の自治体の例を見てもですね、まあ不可能に近いのじゃないかと。国の許可がですねまず下りないのではないかというふうに認識しておりまして、残念ながらですね、実際に再放送がされた後に、そういうチャンネル設定の作業をせざるを得ないというのが私どもの見解でございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

それができないとしたらまあ非常に残念ですが、制度上できないのであればやむを得ません。それができさえすれば、ほんとに高齢者の方が喜ばれるんじゃないかなと思いましたが、提起をさせていただきました。

続いてですね、それでは2番目。

現在、テレビもホームページも、賞味期限の切れた情報が結構残っておると思います。整理される考えはございませんか。

IWK のテレビも賞味期限の切れた放送がなされるときがあります。まあ水曜日に更新だそうですので、少のうでも水曜日の更新時に間に合わないやつは、その手前で止めておくということが必要ではないかなと思います。やはりテレビ、あるいはホームページにしてもですね、新鮮味のある情報じゃないとやっぱり値打ちがないわけですね。魚屋さんに行っても、スーパーに行っても、賞味期限の切れたのを棚の上に並べておるお店は、やはり信用性がありません。やはり情報の信用性、あるいはいつでも新しい情報が黒潮のホームページやテレビを見ればあるんだよということが大事であると思うんですが、その付近はどんなものでしょうか。

また、月にどれぐらいホームページも見に来られておるのでしょうかね。この付近も一つの目安になるかと思いますが。来訪者カウンターもある町村もありますし、ない所もある。黒潮町の場合は何人が見に来たというのは分かりませんので、これも表へ出したら一番簡単だろうと思うんですが。

まあ例えばですよ、人口データも周辺町村では2月末あるいは3月1日なのですね、前にもちらっと言い

ましたが、11月31日の情報しかホームページに載ってないがですよ。ほかに載ってるところがあるかも分かりませんが、私が見たところ。それから、先ほど言ったテレビのデータも、ずっとデータ放送が始まりましたという宣伝は確かにされていますが、データはほとんど入ってません。教育委員会の給食情報も、ちょうど今のところが空白ですが、多分2月11日から15日という給食情報がテレビの方に載ってましたので、多分月の、2月と3月の間違いであろうとは思っていますが。万事がそういうことで。

それからここへの、町村への各黒潮町に来たいという方がホームページを見たときに、黒潮町へのアクセスというところ多分見ると思うんですよ。高速道路も、まだ中土佐の所で降りてくださいという指示になっています。向こう側、大洲で降りてくださいと。それから56号線にということになっています。これはですね、やっぱり観光をPRしゅう、これはどこの部署が分かりませんが、この付近はやっぱり問題であろうと。南海地震の公表も一次のみで、二次の公表はもう全然ありません。例規集ももう既に2回加除されていますが、加除のときにCD-ROMは来てると思うのでそのときにはめてですね、やっぱり新しい中身にしていくということが大事なですよ。ホームページも町の顔、テレビも黒潮町の顔なんですよ。特にホームページは世界に向けてアピールしていますので、世界中に。うんと大事なところなんですよ。

そこで提案ですが、各課にモニター監視員というのを一応つくってですね、その付近を相互にチェックするという体制はできないか、お伺いしておきます。やはり新鮮な情報をやっぱり町民に流してほしいし、特にホームページは全国、世界にいつてますので、新しい情報というのは必要だろうと思いますが。

どうでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは藤本議員の、情報基盤の2番目のご質問にお答えしたいと思います。

まず、通告書に基づきまして答弁をさせていただきたいと思います。

町ではですね、行政の保有する多くの情報をできるだけ多くの町民に広くお知らせするためにですね、また町を訪れる人々が活用していただけるように、町のケーブルテレビIWKや黒潮町のホームページ等で発信をしております。大変多くの情報を町の各課、担当が取り扱う中で、ご質問のような状況が見受けられることもあり、気付いたときにはその都度整理をしているところでございます。

しかしながら、大変多くの情報であることから職員が気付かずにですね、ご指摘のようなこともあろうかと思われまので、お気付きのことがありましたら、お手数ですがけれども業務担当部署か総務課の方に連絡していただきたいというふうに思います。ぜひよろしくをお願いします。

ご質問の中で、縷々（る）更新遅れのところも指摘いただきました。これについては早速対応してまいりたいと思いますし、また、質問の中でモニター監視員ということの提案もありました。ホームページの管理そのものは大変重要なものでありますので、そのあたりも検討しながら改善に努めたいというふうに思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひ、先ほども言いましたように、ホームページもテレビも町の顔として現在できてきていますので、この付近はですね、きちっと。

例えば、これは情報の方になるかも知れませんが、タイマーを築けておいてですね、それで期限が切れた

がは以前のお知らせという項目でも作ってですね、それを残しておくことも大事ですし。そちらへ、その期限が過ぎたら自動的に移行するようにすればですね、お知らせの分はそれで防げると思います。それから新しい道などができたらいち早く、やっぱり黒潮にとってうれしいことですので。高速が窪川まで来た。それをまだ中土佐までしか来てないっちな、そんなホームページではやっぱり他に顔向けができないと思いますので、チェック体制を今後も十分やっていただきたいと思ひますし。何度か気が付いたことについてはその都度私の方も言ってますが、あまりにも多いですし、その付近を対応してほしいと思ひて今回の質問にさせていただいたわけです。

テレビもですね、データ放送を始めるということで、スイッチはめたらぱっと出てきておりますが。しかし、中身が入ってません。町からのお知らせも、イベントも、はだしマラソンとか何かぐらいしか入ってなかったと思うんですが。あとは、ほかの情報データを横流ししゅうだけの部分で、町からのお知らせも、まあ議会も含めてですけど、議会のお知らせも何も載ってませんし、空っぽです。せっかくデータ放送じゃいうて始めるのであれば、その付近を充実さすという考えは持っておりますか。ないがやったら、もう最初からのけちよつたらいいです。ない方がましです。はめんのであれば。

いろいろな住民の方は知りたい思ひてそこ見たときにですね、データ放送データ放送いうて画面を、スイッチはめたら一番先に出てくるようにしてありますが、中身見てみれば何にもないということでは本当に残念だと思ひます。

その付近も含めて、もう一度お願いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

データ放送の件について、私の方からご回答させていただきたいと思ひております。

データ放送、空っぽとおっしゃられるのはちょっと厳しいかなと思ひておりますけれど。例えばお悔やみ情報とかですね、今まで住民の方が非常に知りたかった情報も入っておりますけれど。例えば、このお悔やみ情報なんかはですね、葬儀社さんのご協力、あるいは個人さんのご協力も必要になっております。

このデータ放送、私どももですね、まだこれから充実していくことは、いかなければならないことは重々認識しております。そのためにはですね、さまざまな部署の方からですね情報が更新される仕組みが必要でございます。今、一生懸命担当の方でもですね、その仕組みをうまく動くように工夫しておるところでございます。それぞれの機関、議会、事務局さんも含めて、さまざまな所から情報が入ってくるように精進していきたいと思ひております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

ぜひ今答弁されたようにですね、情報の更新というのは大事ですので。で、先ほど言いましたホームページの方は、古い分になったら自動的にいくとかいう方も考えたら、職員の方も労力が少のうて済むと思ひますし。

やはり自分が挙げた情報いうのは責任持ってですねきちっと管理をしていただくということは、これはもう総務課長含めて徹底してほしいと思ひます。

あと 12 分ありますが、5 時過ぎましたので終わります。

議長（山本久夫君）

これで藤本岩義君の一般質問を終わります。

この際、5時15分まで休憩します。

休 憩 17時 04分

再 開 17時 15分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮川徳光君。

12番（宮川徳光君）

微妙な時間になってきましたけども、一般質問を致します。

今回は、町の将来像についてということで3つほどご質問を構えておりますが、まず1番目の質問ですが、黒潮町は、人が元気、自然が元気、地域が元気、黒潮町を町の将来像と掲げて取り組んでおりますが、今回、そのうちの自然が元気について伺いたいと思います。

まず1番目として、将来像として掲げる自然が元気の概要を伺うとしております。

将来像として掲げる自然が元気の概要を伺っているわけですが、その前段として今の自然が元気なのか元気でないのか、どう思われているのかを伺いたいと思います。

今回、この問題を取り上げましたのは、私は私たち周りの自然が元気な状態ではないと感じているからです。今、私たちの周りの川や海などの自然環境を見てもみますと、例えば、古い話になりますが、私が小学生当時、まあ50年ほど前になりますが、50年前といえば町長がお生まれになる10年ほど前のことですので、町長自身としては実感がわからないかとは思いますが、その川や海の状況を思い出しますと、その違いに驚くとともに、何か取り返しのつかないことをしてしまったのではと感じているところです。もちろんですが、河川や港湾等の整備をしたことを問題にしているのではありません。山林の荒廃や、川や海の汚染を自分たちの手でしてしまっているのではないかとということの問題にしているのです。

最近、PM2.5という言葉をよく耳にします。今や、中国の大気汚染の代名詞となっている言葉ですが、かつては日本でも光化学スモッグという言葉に象徴されるような大気汚染が、また、水俣病に代表されるように、工場廃水による環境汚染も大きな問題でした。今から38年ほど前になりますか、有吉佐和子さんの小説、複合汚染は大きな反響を呼んだことも記憶に残っています。

近年は環境対策も進み、環境が良くなってきてると受け取られがちですが、あながちそうとも言えないような気がします。昨年でしたか、カワウソの絶滅が発表されました。ウナギも絶滅を危惧（きぐ）されています。アユやメダカやドジョウも少なくなってきたとのこと。かつては、入野の浜でハマグリもコソデガイなるものも多く取れました。コソデガイ（小袖貝）といえば、私たち黒潮町議会の広報紙の裏表紙などで今でも活躍しておりますが、これですね。この本は15年ほど前の入野小学校PTAによる文集、小袖貝です。この中に、私の環境に対する思いの一端が記されていまして、少し読み上げさせていただきます。

小袖貝に寄せてということで。

私が子どものころにはよくハマグリを取りに行った。ハマグリかきという道具を使って取ったものだから、ハマグリをかくに行ったという方が適切かもしれないが。

ハマグリをかいていると、ハマグリによく似ていて、それよりは貝の厚みが薄く、地色が灰色っぽい潮吹（しおふき）という名の貝もよく取れた。その中に、貝の表面に小袖の図柄が描かれたような、もう少し具体的に言えば、黒色で、山、林、川等が巧みに描かれたような模様の、さながら山水画のような美しい模様を持った

貝があって、それが小袖貝と教わったように記憶している。近ごろはハマグリも少なくなってきた、稚貝を放流したりしているとのことだ。例に漏れず、潮吹もめっきり少なくなったとのこと、小袖貝も当然少なくなってきた。

一方、それらの母体である入野の浜といえば、私の子どもころは大変きれいだった。よく友達同士で遊びに行き、浜辺で穴を掘って陣地を作って遊んだりもしたが、ごみがなく、素手で掘っても砂以外のものなど出てくることなどなかった。ところが、父の遊んだころにはずっと砂の色も白くて、比べようもないくらいきれいだったとのこと、その随分と汚くなったという言葉が意外に思えたのを覚えている。

少し飛ばしまして。

一方、ごみの質に目を向けると、近年になるに従って、ビニール、プラスチック、発泡スチロールといった化学製品類のごみが多くなってきた。これらのごみは風化しにくく、また燃えないごみとして処分しなくてはならないため、毎春行われている町主催の、松原、浜の一斉清掃でも大変な労力を掛けているとのことである。現在、私の子ども時代、私の親の子ども時代、それぞれの小袖貝の数や、それらを取り巻く環境に目を向けたとき、その変ぼうぶりは悠久のかなたから穏やかに延々と繰り返され、受け継がれてきただろうこと自体を伺いたくなるほどである。

今の時代は高度成長うんぬんとかいって、会社は能率、利潤を追い求め、自分たちは目先の便利さを追い求め、立ち止まることなく走ってきて、大変便利な世の中にはなったが、反面、より大きな何かを失ったような気がする。このままの勢いではいけないだろうが、数十年後、子どもたちの時代になったときに、小袖貝は、ハマグリはと思いをはせると、つい心配せずにはいられない心境にもなってくる。

また少し飛ばしまして。

小袖貝という言葉から思いつくままにとりよめのないことを書きなぐったけれど、豊かな恵みを与えてくれるこの自然環境を私たちの代で、私たちの手で壊してはならないの意を新たにするとともに、本物の小袖貝も文集小袖貝も、また子ども、孫と受け継がれ、ずっとずっと生き続けるようにと祈りながら、というふうに文を閉じておりますが。

この作文でも取り上げておりましたけれども、私が子どもだった50年ほど前。また、私の親の代と現状の、例えば入野の浜の現状を比べてみますと、その差は歴然としていて、今の方が元気がないと思いますが、その現状認識も含めて、自然が元気の概要を伺いたいと思います。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、宮川議員の町の将来像のうち、(1) ①のご質問にお答えしてまいりたいと思います。

通告書どおりいきますと、町の振興計画にありますように、宮川議員からもありましたけれども、人が元気、自然が元気、地域が元気、黒潮町のキャッチフレーズということで書いておりましたけれども、少し状況が違うと思いますので、今のご質問に基づいての回答とさせていただきますと思います。

冒頭、今の自然が元気かということがありましたけれども、これもですね、私と宮川議員はほんとに2つの差でして、今、質問があったところも同じような思いで、自分もその思いで聞いていました。

それで、現在の自然が元気かということになりますと、どの部門でどうこうということはなかなか言い表すににくいですが、人と自然が調和していく中で、今の自然は自分たちが若かったころからはやはり、宮川議員からもありましたように、少し荒廃しているなというふうに思います。自分たちが生まれた、育ったときにはですね、人口は今よりか、両町合わせて約2万人くらいなときもありましたので、人口の増加、減少では

ありません。従ってですね、現在の思いと致しましては、化学物質の人が使用する、この部分でですね自然が破壊されてきたというふうに思っております。そうした中で、公害の問題もご質問に出ましたけれども、それらをですね何とか現在の段階で、克服まではいかなくても、進まないような方向で対応しているのが今の現状ではないかというふうに思っております。

従いまして、今後もですね自分たちの若かったころを目指してですね、自然の回復に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

何いいますか、予想どおりいいますか、ありがたいご答弁で、すぐ次へ進みやすくなりましたけれども。

では、2 問目の方へ入っていきたいと思いますが、総務課長と同じ認識ということで 2 問目。

山は山林の荒廃、川や海は汚染等により元気な状態とは言えないと考えるが、これらを元気にするための施策を伺うとしております。

今も総務課長が言われた考え方と私は同じ考え方として、この川や海の汚染等の原因を考えたとき、漠然ながらですが、自然の力で対応し切れない石油を原料にした化学物質を使い始めたことがまず頭に浮かびます。例えば、洗濯や台所、風呂で使用する合成洗剤や食用油。まあ、食用油は石油を原料にしてないと思えますけれども。それなどが、その主なものだと思います。これらはゆっくりと根の深い影響を残すのが特徴で、いつの間にかひどいことになっている場合が多く、注意が必要だとのことです。現在の川や海の状態がこういったものを長い期間にわたって使用し続けてきた結果だとすれば、このまま同じことを続けていても、ますます汚染がひどくなりはずれ、良くなることはないと思えます。

だとすれば、どうするのか。それは大ざっぱに言えば、現状を理解し、汚染の原因となっているものを使用せず、加えて浄化を促すことに尽きるのではないかと思います。この現状は半世紀ぐらいの年月をかけてつくり上げられてきておりますので、元の自然を取り戻すのには数十年単位の年月を要するとも言われております。まさに、言うはやすく行は難しの格言がそのまま当てはまるようなことだとも承知ですが、その折り返し点を早急につくり上げなければならないと考えます。

そういうことで、町長の考えをできればお聞かせください。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

宮川議員の 2 番目のことについて回答させていただきます。

元気な状態と言えないということで、その山林、川や海に対する施策ということで答えさせていただきます。

山林の荒廃ということですが。山林の荒廃については、低価格外材が大量に輸入されたため、国産材の大幅な価格の低下を招いており、それによって森林の手入れが放置されたことと考えております。町としては補助事業等を導入して、間伐や除伐を実施して、森林の中に光を入れ、下草を生やして、土砂の流出を防ぎ、森林整備を進めています。

川や海の汚染対策としては、生活排水処理施設は、快適、良質な生活環境づくりのために必要不可欠な施設であります。町内では、現在、集落排水地区が出口、蜷川、鈴地区の 3 カ所にあり、全体で加入率が 53 パーセントとなっております。

また、町では平成 22 年度に黒潮町生活排水処理構想を作成し、3 地区以外で集落排水事業は困難であると位置付けており、今後は合併浄化槽整備に重点を置き、計画的に設置を行う予定をしております。

佐賀地区では清流を保全するため伊与木川清流保全条令が制定され、町や町民の責務が定められております。

また、EM 菌の活用により漁業女性部が中心となって、河川、水路の水質浄化と住民の環境意識の向上を図っています。

山、川、海の環境を守ることが地域を守ることであり、元気の基と考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

はい、どうも。

私の考えと共通するところが多く、ありがたいと思います。

ちょっとこれからは提案的などころもありますけれども、この元気な状態でない自然を元気にする対策と申しますか、そういった面で。

その原因の 1 つがですね、先ほど申しましたように合成洗剤などの使用で、土着微生物、土の中における微生物ですね。土着微生物を減少させ続けてきたということが原因と考えたときですね、それについてちょっと触れたいと思います。

先月の 2 月 15 日に町の主催で、マイエンザ協会会長で元愛媛県工業技術センター所長の曾我部義明氏により、台所はエコへの入り口と題した環境改善講演が開催され、私も参加致しました。個人的には大変有意義な講演だったと思っています。

その中で、このマイエンザの開発までの大まかな流れは、平成 10 年に愛媛県宇和海でアコヤガイの大量斃死（へいし）があり、これを皮切りに県を挙げて EM を使って瀬戸内海を浄化したいとのことで、副知事をリーダーに浄化プロジェクトを立ち上げて、実証試験等を行ったとのことです。その中で、まず、えひめ AI（あい）。えひめ、アルファベットの AI ですね。えひめ AI を開発。その後、これを改良したマイエンザを開発したとのことです。この、えひめ AI もマイエンザも、目的や手法、効能は EM 菌を活用したものと同等と考えていいと思います。

ちなみに、マイエンザとは微生物活性酵素と和訳される英語の頭文字の羅列とのこと。また、その前に開発されたえひめ AI の AI は、漫画を描くことが大好きだった坪田愛華（つぼたあいか）さんという少女が、地球の秘密と題した漫画を描き終えたその晩に小脳出血にて幼くして亡くなられたとのことです。その漫画の最後の言葉の中に、これは環境についてなんだけれど、私一人ぐらいという考えはやめようと思います。それを世界中の人がすれば、一発で地球は駄目になると思います。みんなで協力し合って、美しい地球ができればいいです。また、人間だけが生きているのではないと述べておられ、これに感銘を受けた曾我部氏が彼女の名前の愛華（あいか）から愛（あい）を取られて付けられたとのことです。

この講演でも述べられておりましたが、水質汚濁の原因の大部分は私たちの生活排水だということです。この講演でのケースの生活排水による汚れの割合は全体の 84.1 パーセントとのことで、そのほかには畜産が 8.8 パーセント、工場が 7.2 パーセントなどになっていました。畜産、工場ともに多くない当町では、生活排水の占める割合はより多くなっていくのではと考えられます。

そんな中でも主なものは、合成洗剤や使用済みの天ぷら油などの排水だとのことで、例えば使用済みの天ぷら油 500 ミリリットルをそのまま流しますと、魚が住める水に戻すにはお風呂の水、まあ 1 杯が 330 リットル

としますと、約 330 杯分の水が必要とのことでした。

EM 菌もそうでありましたが、このマイエンザはさまざまな菌や酵素を活用することにより、まず台所では洗剤代わりとなるだけでなく、手荒れ解消やつめの汚れなどがなくなるとの効果があるとのことです。また、お風呂で入浴剤として使うと、アトピーの改善や足の角質が取れるなどの効果があるとのことです。加えて、トイレなどの洗浄や洗濯でもさまざまな効果があるとのことです。

これからはちょっと大事なのですが。

そういったものを使うことにより、家庭から流れ出した生活排水は排水管を通過して、下水路を通過して、川を通過して海に至るわけですが、その通った場所場所において土着微生物を増やして、水質の浄化につながるとのことでした。

また、環境面以外の話としまして、農業面では堆肥（たいひ）や液肥、除草、防虫で効果がある。また、アミノ酸パワーで野菜や果物が甘くなるとともに、収穫量も増えるとのことでございました。いいものづくめみたいな感じを受けまして、これはその現状の自然が弱ってきている。それを回復させるための特効薬になるのではないかと考えました。そして、自然が元気の状態をつくり出すために取り組むべき施策としては最適ではないかと考えました。

その施策の中の 1 つとしまして、例えば台所や洗濯用の洗剤、消臭剤や、農業分野での堆肥（たいひ）、液肥、防虫剤、腐敗抑制剤などの製品化によります産業起こし。ひいては雇用の創出につながるのではないかと考えました。

また、そういった取り組み自体が黒潮町の売りに結び付くのではないかと考えましたが、これ、どのように受け取られたかお聞かせください。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

それでは、宮川議員ご質問の汚染環境への取り組みについて縷々（るる）お話いただきましたけれども、通告書に基づきご答弁をさせていただきます。

先ほどの質問、答弁にも出ておりましたけれども、議員言われる趣旨につきましては、河川の汚染問題、まあ海も含めてでございますけれども、と思っております。河川の汚染問題につきましては、生活様式の変化により、ここ何十年か前は循環型の生活環境が維持できておりましたけれども、生活ライフのですね大きく変わったといいますか、崩れていったことが大きな原因の一つでなかろうかと思っております。

先ほどの答弁とダブるところがあるかもしれませんが、ご容赦ください。

従いまして、これらを解決していく方法としましては、この前言われましたように、曾我部先生の講演でございました、エコは台所からと言われるように、家庭雑排水の浄化することが課題であります。幸い町内にはこの課題の解決に向けて、EM 菌や、EM 菌を使って生活排水路や台所等。また、EM ぼかし、せっけん。今言われておりました、えひめ AI から進んだマイエンザを使った水質改善。また、堆肥（たいひ）化を行い、環境改善に協力していただいているグループがあり、要望のある地域には出向きまして、ぼかし作り等の指導などを行っていただいております。

また、行政としましてこれらの取り組みを推進するため、講演会や環境浄化に関心のある方には研修会などにも参加していただいております。これからは官民協働で環境改善、また保全に努めてまいりたいと思っております。とともに、持続可能な環境を維持していくためには住民一人一人の環境に対する意識付けも必要であり、今後も引き続き啓発も進めていくこととします。

議員提案のですね、EM菌、また新たにマイエンザを使った浄化ということでございますけれども、両方とも優れていると思っております。今、旧大方町内の方でですね、EMと並行してマイエンザも研究していこうと言ってくれているグループもございますので、一緒にですね、共同でそういったことへのですね取り組みについて協議もしていきたいと思っております。

行政としましては、そういったところでですね協力できる場所はですね進めていってですね、自然豊かな黒潮町の、誇れる黒潮町ということにしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

何か、原因の認識からちょっと違っているように私は聞こえましたが。それとですね、私はもう少し大きな話をしたかったのですが。

例えばですね、今、効用とかいう話もちらっとしましたけども、例えばEMではかなりもう製品が出回ってますけども、マイエンザの場合は。

ちょっと言葉が出てきませんが、すごい安くできるし、法的な規制も掛かってないということですので、それを使ってですね起業を起こしていくのは、町の取り組み、その元気な自然というのを目指す町の方向性とすごい合致するんじゃないかと思って提案をしたがです。

今までやってきたということも、それは分かりますけども。それだけではなくてですね、一つの根本的ないうか、方向転換をするのにいいチャンスじゃないかなと思ったからこういう提案をしたのですが。

再度お伺いします。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

今申されたのはですね、議員が言われるのは大きな堆肥（たいひ）を必要とする所とですね、例えばブタのふん、それからウシのふん、牛ふん等が相当ある所を集めて堆肥（たいひ）を促進化するために、このマイエンザを使って、時間の相当かかるものがですね短く堆肥（たいひ）化できるということになっておまして。

九州でしたかね、では大きな堆肥（たいひ）センターがあると思いますけれども、そこではそういった事例がありますけれども。本町におきましては、そういったですね家畜等といったものが多くありませんので、なかなかですね、これまでも、ちょっと話はそれますが、別のサイドで堆肥（たいひ）センターもですね農協と考えておりましたけれども、まあ実現には至らなかった原因などがございます。

従いまして、言われることは理解できますけれども、現状ではですね、なかなかそういった堆肥（たいひ）センターの設立ということにはですね、物理的にも無理があるのではないかと思っております。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

どうも私の説明が至らんようで申し訳ないです。

主なテーマは、堆肥（たいひ）なんかは、どちらかといえば小さな話ながです。例えばマイエンザですけども、そういうものを使って環境を良くしようという話がメインながです。それで、残りも少なくなりましたんで、あまりあれですけども。その原因の認識については、私は総務課長の方が正しいように取りますんで、

そこは再度そちらで話し合っておいてください。

では、3番の方へいきます。

環境問題は、幼児期から教育や地域の催し物などを通じた意識付けが大事と考えるが、その取り組みを何うとしております。

なぜ、私が学校で取り上げていただきたいかと思ったのはですね、今取り上げております環境問題は、かけた年月が長く、比較の対象となる現実が私たちにも分かりづらく、結果として、知らず知らずのうちに周りの環境を悪化させているという現実があります。ましてや、子どもたちがそれらを知り得るすべを持ち得ないのは当然のことと思われるからです。先にも述べました、台所はエコへの入り口と題した環境改善講演の中で小学校等への提言として、マイエンザを使ったプールの掃除の説明がありました。時間も使用する水も4分の1ほどでよいとのことで、500トンのプールの水であれば50リットルのマイエンザ液を2回分あればよいとのことでした。こういったことと、これまでやってきたプールの清掃とを比較することで環境問題への足掛かりにしてほしいということでした。現在、黒潮町ではEMを使って同様の取り組みをしているとのことですので、その段階は踏まれていると感じています。

今回の講演の題目は、台所はエコへの入り口となっていました、当町の環境問題への取り組み状況はエコへの入り口に数少ない方が集まりかけているのではといった状況のように思えます。この状況から少しでも早く多くの方々に入り口に集まっていただくには、子どもたちにも参加してもらって一緒に考えていった方がより近道と考えております。

いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは宮川議員の、学校でのですね環境問題への取り組みということでございます。

まず、その全体的な取り組みをですね答弁させていただきます。

学校で環境教育に取り組むに当たってはですね、発達段階に応じた配慮が必要になります。小学校の低学年におきましては、体験や感性の育成が重要になります。学年が上がるに従い、課題発見とその解決に向けて、実践力や思考力を高めていくと、そういうふうになってまいります。

それから、中学校におきましては、教育活動全体を通して環境教育を行うということになっております。例えば道徳ではですね、自然愛護や郷土愛。それから国語では、自然保護にかんする教材がございます。理科には、流れる水の働きで、川について学習を致します。社会科では、ごみ処理の仕事や環境を守る人の仕事など、各教科に環境保護にかんする内容が多く取り入れられております。それぞれの学年の発達段階に応じた学習に取り組んでおります。

例えば、5年生を例に取りますと、国語科で森林のおくりものというものがございます。森林が自分たちの生活に果たす役割。それから理科でしたら、流れる水の働きで森林と川、それから海の関係。社会科の、水産業や環境を守る人々の学習の中で、森林を守る植樹。こういったことを学んでおります。実際3学期には植樹体験も行っております。こういった各教科の取り組みを通じて、環境について学習をしております。

さらに昨年度、私たちの黒潮町という社会科の副読本を作成をしておりますけれども、その中にも地域の環境問題を取り上げております。大切なことは、学校教育だけで環境を守る意識や行動を培うのではなく、家庭や地域社会と連携した取り組みを行うことによって、環境問題に対する理解を深めていくということではないかというふうに思っております。

具体的に今年度の取り組みをですねご紹介を致します。例えば佐賀小学校では、新聞でも紹介をされておりました南極の氷ということで、氷を届けていただきました。この際、地球環境についての学習を行っております。

また、南郷小学校におきましては、学校裏の急傾斜工事の現場からアカテガニ、カニですね。カニを保護して、安全な場所へ移動をさせております。

また、上川口小学校では、年に2回、通学班で通学路の清掃を行ったり、夏には保護者、児童で河川プールの清掃も行っております。

拳ノ川小学校では、若山楮栽培から和紙作りなどにも取り組んでおります。

こういった取り組みも行っておりますし、各学校で夏休みの愛校作業に行う廃品回収。これなども環境教育の一つです。こういったような取り組みを進めております。

環境問題については先ほども言いましたけれども、家庭の役割が非常に重要になってくるというふうに考えております。そういった意味では、我々大人に大きな責任があるというふうに考えているところです。子どもたちが学校で学んだことを、家庭や地域での生活に生かすことができるように、各家庭でも取り組みを進めていく。これが最も大事ではないかというふうに思っております。

先ほどマイエンザのお話もございましたけれども、学校の方でもプールの関係でEMを使っております。こういった取り組みも一例ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

ありがとうございました。

何言いますか、もう理想的なご答弁をいただきまして、安心をしておるところでございます。

教育長の答弁にもございましたけれども、まずは家庭、まずは大人だと、私も思います。ですが、実際私たちは何十年にもわたって海や川を、その身の回りの環境を汚し続けてきております。その現実を目を向けてですね、この状況を改善しなければならないと思っております。

子どもたちを取り込もうとしましたのはですね、まあ子どもたちが一緒に入ってやってくれれば、大人ももう少し関心ができるかもしれないなという、ちょっとずるい考えに基づいてのことでございましたけれども、教育長がよくいろんなことを考えていただいておりますので安心致しました。

そういうことで私の質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで宮川徳光君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 18時 03分